

平成26年3月

篠栗町議会第1回定例会

会議録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：3月6日(木)～20日(木) 15日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘要
						開 会
第1日	3	6	木	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定の件 ・施政方針並びに議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託について ・採決
第2日	3	7	金	考 案 日		
第3日	3	8	土	休 会		閉 序
第4日	3	9	日	休 会		閉 序
第5日	3	10	月	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問
第6日	3	11	火	条例委員会	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件審査
第7日	3	12	水	予算特別委員会	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件審査(補正予算に引き続き当初予算)
第8日	3	13	木	休 会		中 学 校 卒 業 式
第9日	3	14	金	休 会		小 学 校 卒 業 式
第10日	3	15	土	休 会		閉 序
第11日	3	16	日	休 会		閉 序
第12日	3	17	月	予算特別委員会	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件審査
第13日	3	18	火	予算特別委員会	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件審査
第14日	3	19	水	予 備 日		
第15日	3	20	木	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成26年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成26年3月6日(木) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 8番 , 10番

第2, 会期の決定の件

第3, 施政方針並びに議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

第5, 議案 第6号 篠栗町教育委員会委員の任命について

議案付託表

議案番号	件名	付託委員会
1	専決処分の承認を求めるについて(専決第1号) 〔平成25年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について〕	予算特別委員会
2	専決処分の承認を求めるについて(専決第2号) 〔平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について〕	予算特別委員会
3	専決処分の承認を求めるについて(専決第3号) 〔平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について〕	予算特別委員会
4	専決処分の承認を求めるについて(専決第4号) 〔平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について〕	予算特別委員会
5	専決処分の承認を求めるについて(専決第5号) 〔平成25年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について〕	予算特別委員会
7	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設常任委員会
8	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務建設常任委員会
9	篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設常任委員会
10	篠栗町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生常任委員会
11	篠栗町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生常任委員会
12	篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設常任委員会
13	篠栗町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例の制定について	総務建設常任委員会
14	篠栗町国際パートナーシップ推進基金条例を廃止する条例の制定について	総務建設常任委員会
15	篠栗町福祉事業基金条例を廃止する条例の制定について	総務建設常任委員会

議案番号	件名	付託委員会
16	篠栗町緑のトラスト基金条例を廃止する条例の制定について	総務建設常任委員会
17	篠栗町鳴渕ダム周辺施設管理基金条例を廃止する条例の制定について	総務建設常任委員会
18	平成25年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について	予算特別委員会
19	平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について	予算特別委員会
20	平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	予算特別委員会
21	平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について	予算特別委員会
22	平成26年度篠栗町一般会計予算について	予算特別委員会
23	平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算特別委員会
24	平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について	予算特別委員会
25	平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について	予算特別委員会
26	平成26年度篠栗町水道事業会計予算について	予算特別委員会

平成26年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成26年3月10日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	11番	後藤 百合子	議員
2.	4番	横山 久義	議員
3.	2番	飯田 浩二	議員
4.	5番	大楠 英志	議員
5.	12番	荒牧 泰範	議員
6.	1番	村瀬 敬太郎	議員

平成26年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成26年3月18日(火) 午前10時開議

第1, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第2, 議案の委員会付託について

議案付託表

議案番号	件名	付託委員会
29	平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について	予算 特別委員会

平成26年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第4号

平成26年3月20日(木)午前10時開議

- 第1, 議案第1号 専決処分の承認を求ることについて(専決第1号)
[平成25年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について]
- 第2, 議案第2号 専決処分の承認を求ることについて(専決第2号)
[平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について]
- 第3, 議案第3号 専決処分の承認を求ることについて(専決第3号)
[平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について]
- 第4, 議案第4号 専決処分の承認を求ることについて(専決第4号)
[平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について]
- 第5, 議案第5号 専決処分の承認を求ることについて(専決第5号)
[平成25年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について]
- 第6, 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第8号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第9号 篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第10号 篠栗町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10, 議案第11号 篠栗町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11, 議案第12号 篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12, 議案第13号 篠栗町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例の制定について
- 第13, 議案第14号 篠栗町国際パートナーシップ推進基金条例を廃止する条例の制定について
- 第14, 議案第15号 篠栗町福祉事業基金条例を廃止する条例の制定について

- 第15, 議案第16号 篠栗町緑のトラスト基金条例を廃止する条例の制定について
- 第16, 議案第17号 篠栗町鳴渕ダム周辺施設管理基金条例を廃止する条例の制定について
- 第17, 議案第18号 平成25年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について
- 第18, 議案第19号 平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について
- 第19, 議案第20号 平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
- 第20, 議案第21号 平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 第21, 議案第22号 平成26年度篠栗町一般会計予算について
- 第22, 議案第23号 平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について
- 第23, 議案第24号 平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第24, 議案第25号 平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について
- 第25, 議案第26号 平成26年度篠栗町水道事業会計予算について
- 第26, 議案第27号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 第27, 議案第28号 篠栗町教育委員会委員の任命について
- 第28, 議案第29号 平成25年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について
- 第29, 発議第1号 篠栗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第30, 発議第2号 篠栗町議会反問に関する要綱の制定について

第31, 発議 第3号 篠栗町議会実況放映及び動画配信に関する要綱の制定について

第32, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成26年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月6日(開会)

平成26年 第1回 定例会 会議録

日時 平成26年3月6日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長 谷武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	村嶋 茂則	会計課長	藤佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	城戸 安行	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長 清原 真也 主事 高濱 守央

開会 午前 10 時 00 分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、本日は広報ささぐり担当者の写真撮影を許可しております。

また、この3月議会から議員全員で決定し、町の理解を得て、本町議会においては初の試みとなります本会議を実況放映する議会モニター中継を導入していることを申し上げ、早速、会議に入りたいと思います。

ただいまから、平成26年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、お手元に配付のとおりでございますので、御一読をお願いします。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において8番、松田國守議員、10番、阿高紀幸議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの15日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は、本日から3月20日までの15日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、お手元に配付のとおり、議案第1号から議案第26号までの26議案でございます。

それでは、町長に、各議案の提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 皆様、おはようございます。

本日、平成26年第1回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り、まことにありがとうございました。

三寒四温の日が続いておりますが、太宰府の梅も今が見ごろとのことでござります。春の訪れを感じるこのごろでございます。

1月24日に第186回通常国会が開会いたしました。今回の安倍内閣総理大臣の施政方針演説では、私は2点に関心を持って読み返しました。「社会保障の強化」と「地方が持つ大いなる可能性」についてであります。

首相の演説では、「社会保障関係費が初めて30兆円を突破しました。少子高齢化のもと受益と均衡がとれた制度へと社会保障改革を不斷に進めます。ジェネリック医薬品の普及を拡大いたします。生活習慣病の予防、健康管理なども進め、毎年1兆円以上ふえる医療費の適正化を図ってまいります。その上で消費税引き上げによる税収は、全額社会保障の充実安定化に充てます。世界に冠たる国民皆保険、皆年金をしっかり次世代に引き渡してまいります」と、まず、社会保障の強化について、増額し続ける社会保障費に歯どめをかけるべくさまざまな取り組みをするとともに、今回の増税による税収を全て社会保障の充実安定に充てると再度宣言されました。

1人の国民としては増税は大変つらいけれども、やむなしと思う一方で、自治体をあずかる町長の立場としては、増税の分の全てを社会保障に充当するという政府の考えは大いに歓迎できるものであり、本町においても例外なく社会保障関係費が年々増加していることから、こうした国の腰を据えた取り組みは大変ありがたいと思っております。

元気な地方をつくるために安倍総理は、「中山間地や離島といった地方にお住まいの皆さんのが、伝統あるふるさとを守り、美しい日本を支えています。活力あるふるさとの再生こそが日本の元気につながります。こうした地域で、都道府県が福祉やインフラの維持などを支援できる仕組みを整えます。都市に偏りがちな地方法人税収を再分配する仕組みをつくり、過疎に直面する地方においても財源を確保してまいります。地方には特色ある産品や伝統、観光資源などの地域資源があります。そこに成長の可能性があります。地域資源を生かして新たなビジネスにつなげようとする中小規模事業者を応援します」と、力強く宣言しました。

篠栗町は決して過疎地域ではありませんが、福岡市中心までわずか30分で行くことのできる都市近郊の住宅地としての機能を有する一方で、ひだの深い山々を有する日本の現風景を今に残す地域もあわせ持っています。こうした地域にしっかりと光を当てる政策を国も行うことで、日本の元気につなげようとの思いであります。篠栗町としても、我が町で取り組むことのできる事業は国どののような政策か、そ

これまで以上にアンテナを張り、情報を仕入れていかなければなりません。

これまでたびたび申し上げておりますが、地方分権時代というのは、みずから前に進もうとする自治体に対しては、さまざまな手法で国が手を差し伸べてくれるものであります。反面、法律に基づく自治体としてやらなければならないことだけ取り組んでおいては、住民の皆さんにとって何も面白みのない、寝泊まりするだけの魅力ない地域になってしまふという危機感を持って前進していかなければなりません。

私は、多分、現在の職についている間は何度も何度も繰り返して、あらゆる場でこれからもお話しすると思いますが、自治とは、私たちの町のまちづくりは私たちの手でという思いと、その実現に向けた行動、そして、その過程と結果にみずからが感じる喜び、その積み重ねと考えております。

昨年のRKB毎日放送の「今日感テレビ」の企画に、森林セラピー基地篠栗森の案内人をしている一人の女性、品川 静さんが思い立ちました。「住みたい街総選挙」で1位になろうという思いであります。そうした1人の思いが仲間を呼び、おもしろそだから一緒にやろうと、さらなる広がりを見せて、本当に第1位を獲得いたしました。1位になった感動は今も忘れませんが、最終結果発表の日が迫ったときの「1位になったらどうしよう」というわくわく感も同じように忘れません。中心的に動いてくれた皆さんも、ひとしくそのような気持ちであったに違いありません。

2月の広報ささぐりに彼女は、「皆さん、おめでとうございます。この企画に参加して、人と人がつながり、それが大きく遠くへと広がっていくのを実感しました。こんなすてきな町に住むことができて幸せです。御協力いただいた皆さん、本当にありがとうございました」と喜びを寄せていただきました。

今日感テレビからの御褒美に篠栗町の30秒間CMを無料で作成していただきました。番組の中でも1週間連続して流していただきました。こうして町外の人が篠栗町のことをまた一段と知ってくれるようになったわけであります。このCMは、今後の町のイベントなどで流すことができます。ありがたいことであります。私は、このような取り組みこそがまちづくりそのものであると信じております。こうしたわくわくどきどき感を町民の皆さんが高いいろな場面で感じていただけるよう、どのような取り組みをこれからも皆さんと一緒に考え、行動に移してまいります。もちろん、これもたびたび申し上げますが、率先すべきは篠栗町に奉職する職員であります。

平成25年度からスタートした中期総合計画「ささぐり　みんなの道標」をその各項目の実現に向けて肃々と取り組んでまいります。強い篠栗をつくり上げるために、「平成26年度も都市計画マスタープランの改定」、「篠栗駅東側自由通路整備」、「観光協会の強化」、「農業の6次産業化を見据えた耕作放棄地におけるコニャクの試験栽培」等、近い将来、必ずや篠栗町の経済の底上げを可能にする諸課題に取り組んでまいります。

また、既に新聞で取り上げていただいた議会における会議の電子化や、予算を御承認いただきましたら話題になるであろう教室の木質化など、全国町村の注目の的となるような地に足の着いた政策を議会とともに進めてまいりたいと考えております。

また、災害に強い安全で安心なまちづくりを実現するために、災害対策基本法第42条の規定に基づき、篠栗町地域防災計画に必要な改定を行うとともに、昨今の地震や集中豪雨などの災害の特性と地域の地理的要因を把握した実効性の高い地域防災計画に改定するため、地域防災計画及び防災マップの改定業務を行ってまいりましたが、本日ここに開催予定の防災会議において、防災計画の最終決定を行いまして、防災マップについては、4月の広報配付時に全戸に配布いたします。

町営住宅につきましては、国土交通省から地方公共団体に対し、公営住宅長寿命化計画の策定を義務づけられていることから、今後、当該事業の助成の前提となる計画書を25年度に作成することとしておりましたが、おおむねの計画ができ上がり、平成25年度中に県に提出する見込みとなりましたことを御報告申し上げます。

平成26年度におきましても、篠栗町の10年後、20年後を見据え、篠栗町を愛し、篠栗町に住み続ける皆様のためにしっかりととした「自治」を目指して諸施策に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、平成26年度事業について、課ごとで取り組もうとしているそのポイントを御説明申し上げます。

まず、議会におかれましては、議会の活性化に向けたさまざまな取り組みに対し心から敬意を表するとともに、感謝申し上げます。

議会運営について、一般質問における論点及び総点を明確にし、傍聴者にもわかりやすいように一問一答方式を導入されることとなりました。6月開会予定の第2回定例会からの執行部の反問権付与とあわせて、これまでより一層、住民にわかりやすい開かれた議会になるものと期待しております。

あわせて、6月議会からは、本議会の実況放映、インターネット動画配信が開始

されます。また、9月議会から予定されているタブレット端末導入による会議の電子化等、今年度は平成27年4月に改選を控えた議員各位の議会改革の推進の集大成としての大きな一歩であると考えております。議会のこうした取り組みに呼応して、執行部におきましても、課長会の電子化等を一気に推進できる体制が整います。議会・執行部とも町内外から注目を浴び、関心度と期待度が高まる事になると思われます。国内の先進的な取り組みを行う自治体として、互いにしっかりととした成果を残したいと考えております。

総務費では、総務課、財政課、まちづくり課、会計課、税務課、住民課等がかかっております。

総務課では、本町では、昨年度下半期から、法を遵守しつつ、優秀な人材を安定的に雇用し続けることをねらいとして、臨時職員が携わっている業務を民間業者に包括委託する取り組みを始めました。今年度は町立図書館の司書及び児童館の嘱託職員を加え、111人分の包括委託契約を結ぶこととしております。

財政課では、先ほど申し上げた会議の電子化のほかに、財務会計や人事管理、給与システムにおきまして電子化を進めてまいります。

具体的には、支出命令書の電子決済、タイムカードを廃止して、出退勤や時間外申請等は個人に割り当てている端末の立ち上げと終了により確認することいたします。また、町の施設の長寿命化計画の作成事業を行います。この計画をつくることにより、今後、老朽化や用途を廃止した施設、例えば、旧焼却場などの解体についても起債を認められることになります。

まちづくり課におきましては、平成25年度からスタートいたしました新総合計画「ささぐりみんなの道標」の実現のため、都市計画マスタープランの改定事業は、平成26年度末完成の予定で、2年間の継続事業として進めてまいりました。篠栗駅東側自由通路、これは仮称でございますが、その整備事業につきましては、九州旅客鉄道株式会社ほか関係機関との交渉を重ねているところでございますが、昨年の施政方針の際に申し上げた平成27年度末の完成は難しい状況でございます。しかし、町制60周年の記念事業としてとらえておりますので、できるだけ早期の完成を目指してまいります。

協働のまちづくり事業補助金制度につきましては、町民の皆さんのが小学校校区内や各区の地域づくりのためにみずからが汗をかくことによって、少ない費用で最大の効果を生むべく事業をスタートしたもので、平成26年度が5年目となります。3月の広報ささぐりでお知らせいたしましたとおり、多くの楽しい事業が生まれて

おります。今年度もさまざまな取り組みに御活用いただければありがたいと考えております。

また、九州産業大学が近隣自治体と大学との連携を深めて地域貢献に資する大学を目指そうとの考え方から、篠栗町との学官連携事業についての申し出がありました。連携可能な事業の選定を大学側に現在打診中であります。これまで職員の目でとらえていた取り組みについて、新鮮な視点での変革が期待できるものと考えており、連携を了解いただいた事業については積極的に共同で取り組んでまいります。

会計課におきましては、財政課と共同作業により電子決済導入を実施いたします。昨年も申し上げましたが、各課の膨大な紙ベースの資料を電子化することにより、事務の簡素化とスピードアップを図ることがねらいであります。税務課では、引き続き、徴収率アップに向けて徴収業務のさらなる推進を目指してまいります。そうした中で、平成25年度からスタートいたしました家計相談専門のファイナンシャルプランナーによる納税相談件数と成果は予想を大きく超えるものでありました。引き続き業務委託を継続して、徴収率向上のために努力してまいります。

住民課は、平成25年度に機構改正を行いまして、年金係、国民健康保険係、選挙係、高齢者・公費係を加え、課の中でも最も人員の多い課としてスタートいたしました。住民全体の総合的な窓口としての体制を今後もしっかりと整えてまいりたいと考えております。

その中で、国民健康保険につきましては、非常に厳しい状況であると言わなければなりません。国が目指す国民皆保険制度の柱とも言うべき制度ですが、保険者であります多くの自治体において赤字運営を余儀なくされていることから、国も抜本的な改革の必要性を認識しており、平成29年度から保険者を都道府県とし、市町村においては、保険税の賦課徴収や特定健康診査などの被保険者の健康維持増進業務に特化した体制に移行すべく、現在、検討が進められております。今後とも進捗状況について遅滞なく御報告してまいります。

民生費、衛生費では、福祉環境課、健康課、こども育成課、栗の子保育園が所管しております。

福祉環境課では、国から地域福祉に関するネットワーク体制の整備のための地域福祉計画の策定を求められており、2年間の継続事業として、その策定業務をスタートさせます。また、町民体育館横のストックヤードのうち段ボール専用ストックヤードの容量が足りないとの要望が多いことから、隣接地に増設いたします。

国が消費税引き上げに際し、低所得者に与える影響に対する暫定的・臨時的な措

置として給付を決定いたしました臨時福祉給付金については、できるだけ早期に準備し、給付いたします。

次に、健康課所管の各種政策について申し上げます。

まず、老人福祉、障害者福祉関連につきましては、今年度は昨年同様の補助を行い、皆さんのが住みやすいと感じていただけるよう事業を継続してまいります。

介護保険事業につきましては、これまで九州大学と共同で「元気もん調査」、効果的な介護予防対策の構築のための大規模疫学調査でございますが、これを進めてまいりました。今般、国において認知症発生予防のための有酸素運動等の有効性の検証を通しての認知症予防のための戦略研究が4年間にわたって実施されることとなり、「元気もん調査」を実施してこられた九州大学の熊谷先生が、その研究者の1人となられました。そうしたことから、町内在住の65歳以上で認知症でない人を対象とした調査・研究を共同で実施することとなりました。この研究は、自治体の規模や地域性を考慮して、全国で10カ所程度実施される予定であります。日本における認知症の進行抑止や発症予防に役立つ成果が生まれるよう、住民の皆様の御協力をお願いするものであります。

各種検診や予防接種においては、今年度は新たに風疹予防接種費用助成事業を開始いたします。感染した場合の胎児への影響など、感染リスクの高い妊娠希望者やそのパートナーなどへの周知を徹底して取り組みたいと考えております。

あわせて、医療費の削減につながるよう、特定健康診査や各種がん検診の受診率向上を目指してまいります。

こども育成課では、平成27年度から子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて、篠栗町子ども・子育て支援行動計画（平成27年度から5カ年計画）を策定する必要があります。平成25年度から協議を重ねておられます子ども・子育て支援会議に図りながら、篠栗町にふさわしい行動計画を策定いたします。

保育の充実と待機児童解消に向けての取り組みは大変重要な課題であります。就労人口減少社会において、母親の労働力が見直されていることから、安心して母親が就労現場に復帰できるようにするために、平成26年度も重要課題として、待機児童解消に向けた取り組みを継続してまいります。

福祉環境課の臨時福祉給付金と併給調整して、児童手当の受給者を対象に支給される子育て世帯臨時特例給付金事務も行います。

栗の子保育園はその開園当初から、将来、認可保育所への移行、すなわち民営化について言及されてまいりました。そろそろ民営化に向けた協議を行う審議会を立

ち上げたほうがいい時期に来たのではないかと行政としては考えております。文教厚生委員会において、民営化する場合のスケジュール等をお話しいたしましたが、今後はスムーズな移行を目指して慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、農林水産業費、商工費の所管であります産業観光課の取り組みについて申し上げます。

まず、農業分野では、本年度も耕作放棄地拡大防止対策として、山間地域の農地にコンニャクを試験的に作付する事業を継続して行います。3年間の試験栽培最終年度であり、事業化に向けた展開の可能性が開ける重要な段階であります。特產品創出に向けた試験的な手法として引き続き取り組んでまいります。

また、林業分野では、昨年5年を1期として策定した森林経営計画に基づく福岡県造林事業や福岡県荒廃森林再生事業、粗放竹林の再生を目指す緑の自然環境再生事業、また蛇谷線林道改良工事等1億円を超える予算を計上しておりますが、農林水産事業費県補助金や立木売払収入など、特定財源を確保しながら継続して事業を進めてまいります。

毎年申し上げてますが、篠栗町は7割を山林で囲まれている景観豊かな町であります。このすばらしい環境を守るための重要な事業でありまして、林業費の歳出は不可欠であります。篠栗町を愛し、篠栗町に住む住民の皆様の深い理解のもとに計上できるものと考えております。

次に、商工観光部門ですが、平成26年度におきましても、「春らんまんハイキング」、「森林セラピー基地オープン記念イベント」、「九州森林スポーツフェスタ」の3イベントは、商工会や観光協会等と連携し、新しい試みも取り入れながら、引き続き開催いたします。

平成26年は森林セラピー基地のグランドオープンから5年目となります。私は現在、九州、沖縄で森林セラピー基地のある11の自治体が構成する九州森林セラピー基地ネットワーク会議の会長の役職を引き受けておりますが、九州の基地全体の魅力を発信するとともに、各基地の構成を發揮できるような取り組みの推進をしてまいります。

今年度は、5月29日に九州ネットワーク会議の総会を篠栗で行うこととしておりますが、全国ネットワーク開催の打診も受けております。その際は全国53基地から多くの関係者が篠栗町にやってくることになります。

観光協会は、昨年10月に一般社団法人として新たにスタートいたしました。会員をこれまでの観光協会関係5団体に限らず、篠栗町の観光にかかわりたいとの思

いのある事業所、個人にも門戸を広げ、篠栗町観光キーステーションとしての役割を担ってもらう組織であります。早速、26年度から新しい観光事業に着手するなど、しっかりとその一歩を踏み出していることを御報告いたします。

篠栗町の消費者行政については、平成21年度から福岡県地方消費者行政活性化基金事業を活用いたしまして、消費生活相談の機能強化、啓発活動に取り組んでまいりました。現在では役場の職員が相談を県の機関に取り次ぐ形で運営しておりますが、今般、志免町が消費生活センター開設事業に取り組むに当たり、中南部6町で専門相談員の共同設置をしたらどうかとの提案をいただいております。今後は相談内容も多様化することが予想されることから、志免町の提案に前向きに対応したいと考えております。

次に、都市整備課が所管しております土木費について述べます。

平成26年度は災害対策のための水路改修事業の継続を初め、側溝整備や道路維持補修等、例年どおりの取り組みを行うこととしております。

次に、教育費は、学校教育課、社会教育課が所管しております。

学校教育課では、平成26年度から町内小中学校の教室木質化事業に取り組みます。このプロジェクトは、長年の私の思いを篠栗町の建設協力会、福岡県広域森林組合、そして福岡県林業振興課の皆さんのが知恵を絞って具体化にこぎつけていただいたものであります。

この取り組みの大きな狙いは、情緒の安定に効果のあると言われる木質のぬくもりの中で、篠栗の子供たちに勉学に励んでいただきたいという思いと、一方では、地域産材を有効利用することにより、もって伐採適例時期となった篠栗の人工林を山から切り出し、伐採後は広葉樹を植栽し、種々の木が四季折々の姿を見せるような自然を取り戻すための事業であります。福岡県林業振興課の助言もあって、この事業に森林整備加速化・林業再生事業補助金を受け取ることができるようになりました。

先日、林野庁の担当官にこの事業の報告をいたしましたが、こうした地域産材をその地域で有効に活用するシステムが実現すれば、国内の多くの地域で類似の事業が可能となる。木材の搬出も増加し、現在推進している国内産材の有効活用に資することになると評価していただきました。まずは小中9学年全体の教室に整備することに集中いたしまして、あわせて糟屋地区内で同様の取り組みが図られるくなるよう、手法の情報公開、情報提供を積極的に図ってまいります。

子供が抱える心の問題、生活上の困難な問題を解決するため、スクールカウンセ

ラーやスクールソーシャルワーカー、不登校支援員の配置を継続いたします。また、引き続き、町独自に各小中学校に学力向上支援員と特別支援教育充実のための支援員の配置を行います。また、読書活動の充実に向けて、各小中学校の生徒図書購入費を20%増額いたします。

社会教育課では、平成25年度に20周年を迎えたクリエイト篠栗の設備やさまざまな改修が必要な時期にきております。ホールの音響は最新設備に変わり、利用者に喜んでいただいておりますが、平成26年度は館全体の空調設備を一新するために、全体の改修工事実施計画業務を業者に委託いたします。空調設備の改修方法が確定したら、工事にかかるため補正予算を計上し、御審議賜りたいと考えております。

歴史民族資料室もかなり老朽化が進んでおり、さまざまな改修が必要となっております。今年度は、外壁と防水の工事を行う予定にしております。

また、全額県の補助によりまして、社会体育館に災害時電源供給用太陽光発電設備工事の実施を行います。この工事につきましては、萩尾分校においても同様に実施する予定でございます。

上下水道課では、水道事業部門では、浄水場の運転管理を24時間365日安定して行うため、水道施設運転維持管理等包括業務を民間に委託します。平成26年度も引き続き、千代田団地内配水管更新を行います。この事業は5カ年計画で行うこととしており、3年目の事業でございます。

また、平成26年度から流域関連公共下水道事業会計に企業会計方式を導入し、事業の経営管理を行います。事業に投資した資産負債状況を明らかにするためのものであります。

以上、それぞれの費目に応じた各課での平成26年度取り組みについて御説明いたしました。

続きまして、本定例会に提案しております議案第1号から議案第26号までの26議案について説明をいたします。

議案第1号から議案第5号までの5議案は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第1号は、平成25年度一般会計補正予算第4号についてであります。

本議案は、福岡県市町村職員退職手当組合負担金の掛け率の錯誤により人件費の予算不足が生じたこと、議会費において議会中継システム等のリース期間変更に伴

い予算計上が生じたこと及び民生費において更生医療費の支出が増加したこと、また中町津波黒線整備事業及び津波黒地区水路改修事業が年度内に完了することが困難となったことに伴い、翌年度に繰り越す必要が生じたこと、さらに、税務課賦課事業費において債務負担行為補正が生じたことに対し、迅速に対処するため、一般会計補正予算を編成するに当たり特に緊急を要したため、専決処分を行ったものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ 2,827万9,000円を増加し、歳入歳出それぞれ 97億9,765万2,000円とするものであります。

歳入については、地方交付税、普通交付税 2,827万9,000円を増額補正するものであります。

歳出については、議会費において、議会中継システム等リース料 51万5,000円、民生費において障害者更生医療給付 245万4,000円、諸支出金において国民健康保険特別会計繰出金 75万5,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金 44万3,000円、その他退職手当組合負担金及び共済費 2,411万2,000円をそれぞれ増額補正するものであります。

繰越明許は、中町津波黒線整備事業 4,600万円、津波黒地区水路改修事業 5,000万円を計上しております。また、債務負担行為補正といたしまして、税務賦課事業費 228万2,000円を追加しております。

議案第2号から議案第5号までの4議案は、福岡県市町村退職手当組合負担金の掛け率の誤記により人件費に予算不足が生じたため、これに迅速に対処するための当該補正予算を編成するに当たり特に緊急を要したため、専決処分を行ったものであります。

議案第2号、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、歳入歳出それぞれ 75万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ 32億2,669万8,000円とするものであります。

議案第3号は、平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、歳入歳出それぞれ 44万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ 3億5,898万6,000円とするものであります。

議案第4号は、平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、歳入歳出それぞれ 60万円を追加し、歳入歳出それぞれ 8億7,889万9,000円とするものであります。

議案第5号は、平成25年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について、

第3条収益的支出に100万4,000円を追加し、予算総額の収益的支出を5億648万5,000円とするものであります。

議案第6号は、篠栗町教育委員会委員の任命についてであります。

本議案は、現委員の大浦俊昭氏が本年3月31日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第7号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、代表監査委員の報酬について、住民監査請求への対応はもとより監査の一層の充実を期し、近傍自治体との均衡を考慮した上で職務によりふさわしい報酬額とするため条例の一部を改正するものとして、代表監査委員の年報酬額を34万円から40万円に改めるものであります。

議案第8号は、篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、平成25年11月15日の閣議決定及び同日付、総務副大臣による地方公務員給与改定の要請に伴い、国に準じた措置を講ずる必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、成績優良者を除く55歳以上の職員の昇給を停止するもの及び平成18年の給与構造改革における経過措置額、いわゆる現給保障を廃止するものであります。

議案第5号は、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、軽自動車税の減免措置の拡大を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、18歳未満の者に限定した身体障害者の軽自動車税の減免基準について、年齢制限の規定を削除することにより、全ての年齢の身体障害者に減免を適用するよう改めるものであります。

議案第10号は、篠栗町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、社会教育法の一部が改正されたことに伴い本条例の一部を改正するもので、社会教育委員の委嘱の基準を定めるものであります。

議案第11号は、篠栗町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）により、消費税法及び地方税法の一部が改正されたことに伴い所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、町が実施している事務ではない、し尿くみとり料金を条例で定めることが適當でないため、この規定を削除するものであります。

議案第12号は、篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）が平成25年12月13日に公布され、同日から施行されたことに伴い、手当額引き上げによる消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、消防団員の出動手当等について、現行の1回につき2,800円の支給額を3,000円に改めるものであります。

議案第13号から議案第17号までの5議案は、基金条例を廃止する条例の制定についてであります。

議案第13号、篠栗町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例の制定について、議案第14号、篠栗町国際パートナーシップ推進基金条例を廃止する条例の制定について、議案第16号、篠栗町緑のトラスト基金条例を廃止する条例の制定について、議案第17号、篠栗町鳴渕ダム周辺施設管理基金条例を廃止する条例の制定については、財政状況を初めとする社会情勢の変化等が生じたことにより、柔軟な基金の運用を可能にするため、当該条例を制定するものであります。

また、議案第15号、篠栗町福祉事業基金条例を廃止する条例の制定についてにつきましては、本年度で当該基金の全額をその目的であります福祉事業の財源に充てることに伴い、当該条例を制定するものであります。

議案第18号から議案第21号までの4議案は、平成25年度補正予算であります。

議案第18号は、平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）についてであ

ります。

歳入歳出それぞれ 8,105万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 98億7,871万円とするものであります。

まず、歳入につきましては、増額の主なものといたしましては、国庫支出金として地域の元気臨時交付金 2,079万2,000円、基金繰入金 1億6,140万円、地方交付税の普通交付税 893万3,000円などを追加しております。

減額の主なものといたしましては、分担金及び負担金として児童福祉費負担金 1,891万4,000円、国庫支出金として児童福祉費負担金 3,309万4,000円、県支出金として児童福祉費負担金 1,167万8,000円、母子健康推進補助金 1,195万6,000円、財産収入土地売払収入△3,000万円などが減額でございます。

次に、歳出につきまして、増額の主なものといたしましては、総務費、基金積立金 2億6,496万円などを追加しております。

減額の主なものといたしましては、民生費、児童運営費 3,735万円、衛生費において予備費 1,700万円、諸支出金において繰出金 1,813万6,000円などを減額しております。

その他歳出の補正につきましては、主に事務費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額補正であり、歳入につきましては、歳出の減額補正に伴う財源更正であります。

また、繰越明許費につきましては、地域子育て活動支援事業 580万2,000円を追加しております。

議案第19号は、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）についてであります。

本議案は、主に国庫支出金の補正を行うもので、歳入歳出それぞれ 2,994万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 32億5,664万円とするものであります。

議案第20号は、平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本議案は、主に後期高齢者医療保険料の確定に伴う保険料負担金の補正を行うもので、歳入歳出それぞれ 1,896万1,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 3億4,002万5,000円とするものであります。

議案第21号は、平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算

(第4号)についてであります。

本議案は、主に当初計画を下回った費用の補正を行うもので、補正総額は915万9,000円の減額補正であります。

議案第22号から議案第26号までの5議案は、平成26年度各会計の当初予算であります。

議案第22号は、平成26年度篠栗町一般会計予算についてであります。

予算総額は91億9,950万1,000円で、前年度当初予算に対して3.6%、3億2,133万5,000円の増額となっております。この増額は、消費税等の増税分及び消費税増税に伴い新設された臨時福祉給付事業及び子育て世帯臨時特例給付事業2億403万9,000円を計上したことによるもので、これらを除きますと、実質、前年並みの予算となっております。

前年度に引き続き、平成26年度の予算につきましても、限られた歳入財源を有効利用できるよう事業を選定するなど、歳出削減に努めて編成しております。

事業の概要といったしましては、議会費におきまして、議会中継システム等に係るリース料を計上しております。

総務費におきましては、前年度に引き続き、臨時職員及び一部嘱託職員の雇用を包括委託とし、1年分の委託料を計上しております。

また、町施設全体の長寿命化計画策定及び個人番号制度導入に係るシステム変更に伴う委託料、議会運営の電子化に伴う工事費等を計上しております。

民生費においては、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給に伴う予算を計上しております。また、昨年度に引き続きまして、待機児童解消のため認定こども園への補助金及び学童保育の時間延長等に係る予算を計上しております。

衛生費におきましては、引き続き予防接種事業及び健診事業の充実を図るための予算を計上しております。

農林水産事業の農業分野におきましては、粕屋農業協同組合の育苗センター施設整備に伴う補助金及び立石池改修事業に係る工事費を計上しております。

また、林業分野におきましては、引き続き、森林経営計画に伴う間伐事業に係る予算及び蛇谷線林道改良事業に伴う工事費並びに新規に篠栗町で開催する林業振興研修大会の予算を計上しております。

商工費におきましては、桐の木谷公衆トイレの設置に係る委託料を計上しております。

土木費におきましては、河川改良事業等といったしまして、引き続き、乙犬尾仲水

路水害対策事業に係る工事費を計上しております。

教育費の学校教育分野におきましては、篠栗中、篠栗北中の教室の木質化事業、萩尾分校太陽光蓄電システム設置事業及び勢門小学校外壁等改修事業に係る工事費を計上しております。

社会教育分野におきましては、クリエイト篠栗の空調機器の改修に伴う委託料を計上しております。また、また民俗資料室の外壁等改修工事及び社会体育館太陽光蓄電システム設置工事に伴う予算を計上しております。

その他、教育関係予算といたしましては、各小中学校の特別支援員の増員に伴う予算を総務費の人材派遣委託料で計上しております。

歳入におきましては、町税は景気回復基調にあり、対前年度9,443万7,000円増の29億5,863万3,000円を計上しております。

地方消費税交付金は、消費税が5%から8%に上がることから、対前年度7,000万円増の3億円を計上しております。この増加分につきましては、民生費の予算に充当することといたしております。

国庫支出金は、新規の臨時福祉給付事業及び子育て世帯臨時特例給付事業に係る補助金等の増額に伴い、対前年度比2億1,555万3,000円増の10億1,265万9,000円を計上しております。

県支出金は、森林経営計画に伴う間伐事業等の農林水産業費補助金の大幅な増加、公共施設防災拠点等再生可能エネルギー導入推進費補助金により、対前年度比1億286万5,000円増の6億8,427万2,000円を計上しております。

基金繰入金は、減債基金3億円、公共施設等整備基金2億円で、対前年度比1億円増の5億円を計上しております。

町債は、臨時財政対策債4億3,000万円などで、対前年度比1億6,420万円減の5億3,790万円を計上しております。

主な歳出といたしましては、総務費として人材派遣委託料1億9,000万円、長寿命化業務委託料1,200万円、番号制度に伴うシステム委託料1億800万円、民生費といたしまして臨時福祉給付金1億4,000万円、地方裁量型認定こども園運営事業費補助金3,204万2,000円、延長保育促進事業補助金833万1,000円、児童手当6億5,796万円、子育て世帯臨時特例交付金4,600万円、衛生費といたしまして、がん検診委託費1,444万円、妊婦一般健康診査委託料2,982万7,000円、予防事業委託料8,919万2,000円、農林水産業費といたしまして、立石池改修工事1,100万円、林業振興事業費における

る間伐材等の手数料 4,779万 8,000円、林道作業道補修工事費 5,373万円、森林環境整備事業費における間伐材の手数料 2,094万 6,000円、土木費といたしまして、乙犬尾仲水路水害対策に係る河川改良工事 5,000万円、教育費といたしまして萩尾分校太陽光蓄電システム設置工事等 1,209万円、勢門小学校校舎外壁等改修工事 4,665万円、篠栗中学校教室木質化工事費 1,632万 4,000円、篠栗北中学校教室木質化工事費 799万 2,000円、歴史民俗資料室外壁等 907万 2,000円、クリエイト篠栗空調機器改修実験設計委託料 709万 6,000円、社会体育館太陽光蓄電システム設置工事費 1,700万円、公債費元金 11億 266万 4,000円などであります。

議案第23号は、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計予算についてであります。

予算総額は32億 2,159万 6,000円で、前年度当初予算に対し3.4%の増額となっております。

歳入につきましては、共同事業交付金において前年度比3,185万 4,000円の増額となっております。また、国庫支出金、前期高齢者交付金、県支出金につきましては、主に国庫支出金の増により、合計で前年度比9,199万 3,000円の増額となっております。

歳出につきましては、保険給付費 21億 7,686万 7,000円、後期高齢者支援金 3億 9,373万 1,000円、介護納付金 1億 6,294万 1,000円、共同事業拠出金 3億 9,879万 4,000円となっております。

議案第24号は、平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算総額は3億 6,234万 5,000円で、前年度当初予算に対して2.3%の増額となっております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料 2億 7,063万 9,000円、一般会計繰入金 9,169万 8,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、主に後期高齢者医療広域連合納付金でありまして、3億 3,995万 5,000円を計上しております。

議案第25号は、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算についてであります。

当該予算は、平成26年度から地方公営企業法を適用することとしており、前年度までの特別会計予算から企業会計予算へと変更いたしております。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入8億2,809万8,000円、同支出8億570万5,000円で、2,239万3,000円の黒字予算を計上しております。

収入の主なものは、下水道使用料4億2,105万8,000円、他会計負担金1億5,148万3,000円を計上しております。

支出の主なものは、流域下水道維持管理負担金2億5,965万5,000円、支払利息1億4,901万5,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入3億621万8,000円、同支出4億828万円で、9,461万円の赤字決算となっておりますが、損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

収入の主なものは、企業債2億1,480万円、一般会計負担金9,081万5,000円を計上いたしております。

支出の主なものは、流域下水道建設負担金3,436万1,000円、企業債償還金3億5,643万8,000円を計上いたしております。

特例的収入及び特例的支出におきましては、当該事業年度に属する債権、または債務として整理する未収金4,093万6,000円、未払金7,351万3,000円を計上しております。

議案第26号は、平成26年度篠栗町水道事業会計予算についてであります。

当該予算は、平成26年度から地方公営企業会計制度の見直しに伴う予算であり、項目が追加または削除され、対前年度比の算出については、同じ条件ではありませんが、数字上で比較いたしますと、収益的収入においては2.9%増額、同支出におきましては1.8%の増額となっており、資本的支出におきまして2.5%の増額となっております。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入4億8,500万7,000円、同支出5億2,143万1,000円で、3,642万4,000円の赤字予算となつておりますが、繰越利益剰余金で補填する予定であります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入1,000円、同支出1億3,548万5,000円で、1億3,548万4,000円の赤字予算となつておりますが、損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第1号から議案第26号までの26議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち議案第6号につきましては人事案件ですでの、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第7号から議案第17号までの11議案につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、総務建設、文教厚生それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

また、議案1号から議案第5号までと議案第18号から議案第26号までの予算関連14議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合せにより、委員長は8番、松田國守議員、副委員長は11番、後藤百合子議員です。

それから、予算審査については、補正予算の審査が終了後、引き続き当初予算の審査に入ります。

最後に、報告2件については、18日の予算審査終了後に全員で報告を受けていただきたいと思います。

日程第5、議案第6号、篠栗町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の説明を佐伯学校教育課長に求めます。

○学校教育課長（佐伯和久君）

議案第6号

篠栗町教育委員会委員の任命について

次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 : 糜屋郡篠栗町大字尾仲360番地64

氏 名 : 大浦俊昭

生年月日 : 昭和26年12月30日

平成26年3月6日提出

篠栗町長 三浦 正

提案理由

教育委員、大浦俊昭氏が平成26年3月31日をもって任期満了となるため。
なお、履歴については裏面に添付しておりますので、御参照ください。
以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの学校教育課長の説明に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。
以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして散会といたします。

散会 午前11時00分

平成26年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月10日(一般質問)

平成26年 第1回 定例会 会議録

日時 平成26年3月10日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長 谷武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	村嶋 茂則	会計課長	藤佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	城戸 安行	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長 清原眞也 主事 高濱守央

開会 午前 10 時 00 分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配付しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、御協力いただきますようお願ひいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は6名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様に議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のすれは認めたいと思います。

後日、テープ起こしをして精査するために最終日まで時間をいただき、議長判断を報告させていただきます。御協力をお願ひいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君） おはようございます。議席番号11番、後藤でございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。

血液検査で胃がんのリスク削減を。

全国で胃がんは毎年11万人が発症し、年間5万人が死亡しています。一向に減りません。近年、ヘリコバクター・ピロリ菌が胃がんを引き起こす要因であると、ピロリ菌と胃がんとの関係が解明され、期待が高まっております。自治体の中では、これまでの検査方法、バリウムを飲んでのレントゲン検査方法から採血による検査を実施しているところも出てきております。これは1滴の採血検査で胃がん発生の主な原因とされるヘリコバクター・ピロリ菌感染の有無と胃粘膜の萎縮度、血清ペプチノゲン値がわかる簡単な検査方法で、食事の制限もなく、誤嚥もなく、誰でも受けやすい検査です。

血液検査の結果では、陰性、陽性の組み合わせによって胃がん発生のリスクをAからDまでの4段階で判定します。BからDの判定が出た場合は内視鏡による精密検査やピロリ菌の除菌治療などを促し、胃がんなどの予防や早期発見、治療につなげます。つまり、がん発生率を大きく低下させることができます。胃がんだけでな

く、胃潰瘍などピロリ菌関連疾患も抑制できます。血液検査の費用は平均2,000円ほどかかりますが、全額補助の自治体や1,500円自己負担のところ、またオプション検査で全額自己負担などで実施している自治体などさまざまです。また、対象年齢を年度ごとに区切って実施しているところもあります。

当町での胃がん検診は、バリウムを飲むレントゲン検査の方法をとっています。私も健康診断を受けておりますが、胃がん検診だけは受診できないでおります。その理由は、「食事制限、誤嚥、レントゲン検査、これがまた大変で、バリウムを飲んでぐるぐる振り回され、しっかりつかまっていなければ振り落とされそうで、握力が弱ければ大変です」といろんな方から聞くものですから、どうしても受診できないでおります。勇気が要ります。偏った判断かもしれません、胃がんの検診率の低さは、そこに原因があるように思えます。

国においては、24年から28年度とするがん対策推進基本計画の見直しが行われています。この中で、がん検診の項目では、都道府県は市町村が科学的根拠に基づくがん検診を実施するよう引き続き助言を行い、市町村はこれを実施するよう努めるとされています。ややこしい言い回しですが、要するに現状では、胃がんリスク検査については、国は推奨しておりません。

私は、24年3月定例会において同じ質問をさせていただきました折、町長の答弁でも、国の指針に基づいて行っていくとの答弁でした。国は医療費の削減や医療費の適正化などを言う割には指針を変えようとはしません。私は国の考えが理解できません。ピロリ菌除菌が保険適用となった昨今において、ピロリ菌の早期発見のための検査も指針に盛り込むべき課題と考えます。ゆえに、国の動向を待つのではなく、早急に総合健診でピロリ菌リスク検査を導入すべきではと思いますが、町長はどういうお考えかお尋ねいたします。

今後、保険事業の運営も今以上に厳しい環境になります。井戸水を飲んでいた我々世代は、高齢化とともに一段と胃がんのリスクが高まっていくと言われております。胃がんの早期発見、早期治療につながることは、長期的に考えると、町の医療費削減や医療費の適正化に効果が期待できるものだと思いますが、いかがですか。

次に、障がい児者の相談窓口の設置について質問いたします。

障害児を持つ親御さんから、障害児者の相談窓口を設置してほしいとの御相談を受けました。県内の状況はと調べましたら、篠栗町と幾つかの自治体が未設置でした。そこで、窓口の設置を求め、質問させていただきます。

障害児を持つ親御さんは、生涯にわたって宿命と向き合って生きていかなければ

ならないのに、いつも明るく、前向きに日々を送っています。かえって私たちのほうが元気をいただいているあります。町や地域の方々の御支援がとてもありがたいと言つてありました。

ところで、障害者の自立支援法も普遍的ではないので、政策、条例が改正されたとき、新規事業として導入されたことなどの情報は周りから完全に伝わってくるとは言えない。知らなかつたということもある。知りたい、聞きたい、教えてと言つてありました。

障害児者が、あるいは親御さんが知りたいこと、困ったこと、支援策などを相談でき、情報発信の窓口があるとどんなに心強いでしょうか。希望を持って安心して生活していただくためにも相談窓口を設置すべきと思いますが、町長はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（今泉正敏君）　済みません、会場の皆さん、マイクが入っていますか。聞こえますか。

それでは、ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦　正君）　まず、答弁に入ります前に、あす3月11日は、東日本大震災の発生から3年となります。昨日もいろいろな報道番組で特集があつておりましたが、まだまだ被災地の復興状況は4割程度であり、特に福島県での復興は足踏み状況とのことであります。早期の復興を祈るとともに、私たち全国民が復興に向けて、いま一度、何ができるかを考え、行動しなければならないと思っております。あすは記憶を薄れさせないための大変な日にしなければならないと考えております。

さて、後藤議員のまず1番目、「血液検査で胃がんのリスク削減を」についてお答えいたします。

日本は、世界でも胃がんの発症頻度が高い国で、毎年多くの方が胃がんで亡くなつておられるのは議員がおっしゃるとおりでございます。この胃がんと関連があるとされる「ヘリコバクター・ピロリ菌」は、アンモニアを産出して、酸性度の強い胃の中でも生息できる菌で、胃に慢性感染し、慢性胃炎や胃潰瘍の原因となるばかりでなく、胃がんの原因にもかかわりがあるとされています。特に40歳以上の70%が感染し、比較的若い方には少ないと言われております。現在、国としましては、今のところ、ヘリコバクター・ピロリ菌抗体法、通称ピロリ菌検査は、死亡率減少効果を示すエビデンスが不十分であるため、対策型健診としては勧められない

とされています。

今回御質問のピロリ菌検査を総合健診の際に取り入れることにつきましては、後藤議員が、平成24年第1回及び平成25年第1回定例会で御質問されたときに答弁いたしましたとおり、現在もピロリ菌検査は胃がん発生のリスクを知るという目的では有効ですが、胃がん検診にかわるものではないという国の方針に沿って私どももそう考えているところでございます。

これまでピロリ菌検査の健康保険適用については、胃潰瘍や十二指腸潰瘍などの病気にのみ適用されていましたが、平成25年2月21日から「慢性胃炎」も健康保険対象に加わりました。このような国の状況も踏まえながら、現在新たに導入されている自治体もふえてきていることは確かでございます。県内では七つの市町が集団検診・個別検診として実施しております。

本町におきましても、ピロリ菌検査に関心をお持ちの方からお話を聞きする中で、その必要性を感じているところでございます。糟屋地区内ではいまだ実施している市町はございませんが、市町長協議会の中で協議し、近隣市町と足並みをそろえて、助成を視野に入れて取り組んでまいります。

現在、情報を収集しているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

2番目の障がい児者の相談窓口設置についてお答えいたします。

篠栗町では、障害児者に対する相談支援事業として、身体及び知的障害関係につきましては、粕屋中南部6町で「久山療育園」に、精神障害関係につきましては、南部3町及び粕屋町の計5町で宇美町の「かけはし」に、委託により実施しております。相談は無料で、どのようなことでも気軽に相談することができます。また、尾仲にあるさくら保育園でも、児童の療育支援に関する相談を受けられるようになっております。

健康課でも各種相談は承っており、専門性が高い相談につきましては、必要に応じてそうした事業所の案内を行っているところでございます。

各相談支援事業所の紹介は、健康課窓口や電話による案内及び障害者手帳を取得されたときに配付しておりますしおり等にも記載しております。また、篠栗町民生委員会や医師・歯科医師会との連絡協議会等でも行っています。障害児者の支援や情報提供のためには相談窓口が重要なことは十分認識をしております。篠栗町において障害児者が少しでも住みやすいと感じていただけるよう、今後も支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 議員、再質問ございますか。

それでは、まず第1問からいきます。

どうぞ。

○11番（後藤百合子君） 町長の答弁の中で、粕屋地区内ではいまだ実施している市町村はございませんので、市町村会議の中でとかいうふうなお話がここに今、お聞きしたんですけれども、もちろん今そうです。国においてもまだそうです。しかし、やっぱりピロリ菌との関連性が明確になった以上、いろんな自治体から、少しずつここに例を挙げておりますけど、取り入れているところはあります。

我が町も医療費に関してすごい赤字というか、だんだん医療費が膨らんでくる昨今において、これからも、もっと私たち世代は年をとっていくわけですけれども、こういった人たちが、結構、胃がんにかかる率が高いんですよね。だから、これは本当に待ったなしの対策を進めていただきたいと思います。

それで、ここで受診率については質問してはおりませんけれども、今、我が町での胃がんの受診率は11%。本当に低いんですけど、じゃあどうしたら胃がんの受診率がふえるのかという質問はここで問うておりませんけど、本当は私たちもがん検診を受けたいんです。私みたいに気が弱い人は、やっぱり怖いんです。勇気が要ります。もっと楽に検診が受けられたら本当に受診率は向上すると思います。

総合健診では、たしか2本だったと思うんですけど、2本の血液をとります。ただ、もう1本、血液を抜いていただければそれで検査ができるものと思っておりますが、これに私、期待しているんですけど、町長、いかがでしょうか。

○議長（今泉正敏君） 町長、どうぞ。

○町長（三浦 正君） 今、再度、御質問がございましたが、私も今お話のようなことから、血液検査による胃がんの早期発見が可能である検診ということであれば、積極的に進めていく方向で市町長協議会の中でも話してまいりたいと思います。足並みをそろえるというのは今までの私どもの前提で進めておりましたものですから、これについては各市町長方との協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（今泉正敏君） 再々質問ございますか。

○11番（後藤百合子君） ございません。

○議長（今泉正敏君） 終わられますか。

○11番（後藤百合子君） はい。

○議長（今泉正敏君） そうですか。

○11番（後藤百合子君） 2問目が。

○議長（今泉正敏君） 1問目を終わりましたね。

○ 1 1 番 (後藤百合子君) はい。

○議長（今泉正敏君） じゃあ2問目の再質問ございますか。

○ 11番（後藤百合子君）　　はい。

○議長（今泉正敏君） どうぞ。

○ 11番（後藤百合子君） 障がい児者の相談窓口の設置をということで質問しましたが、町長の回答では、いろんなところでやっているということで安心しましたが、じゃあ県のほうのこれについての資料が、篠栗町とあと二、三カ所まだ実施していないという空白になっておりましたが、そこは町長、県のほうにお届けされたほうがいいと思います。私もそこを見て質問しておりますので、どうぞそのところをお願いしたいと思います。

ただ、障害者の相談窓口というのは、包括支援サービスの中でうたってあるんじゃないでしょうかね。従来からこのような障害児者の相談窓口というのはあったと思います。だけど自治体において包括支援サービスというのは各自治体任せになつておりますので、我が町での障害者の相談窓口が、今、久山療育園とか通つてあるところの方はいいんですけど、ここに通つてない障害者も支援学級というか、そういう学習障害とか、いろんな形の方が、まだ障害児と名のつかない方たちもいらっしゃるので、ぜひそういった方たちのために窓口を設置していただきたいと思います。

以上です。要望で終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位2番、横山久義議員。

○ 4番（横山久義君） おはようございます。議席番号4番、横山でございます。税の徵収並びに滞納者への対応に関し、3点ほどお伺いいたします。

町財政の健全運営に税徴収率の向上が重要であることは言うまでもありません。納税成績優良市町村表彰式において篠栗町が平成24年度の町県民税徴収率優良団体として県知事表彰を受けたことが3月の広報紙に掲載されておりましたが、近年、町の税徴収率が上昇傾向にあることは大変喜ばしいことであると思っております。ただ、その反面、納税者から税徴収方法に対する不満の声がふえてきているのも紛れもない事実であります。私のところに届いております町に対する不満や怒りの声も確実にふえてきておりますが、まずはその中から二つの事例を取り上げ、お話をいたします。そして、その後に具体的な質問に入らせていただきます。

最初の事例についてお話をいたします。

昨年12月、私宛ての手紙が役場に設置されております提案箱に投函されたものを議会事務局長から受け取りました。封書に差出人の名前が記載されていませんでしたので、恐らくたわいもない内容だろうと思っておりましたが、予想に反し、封を切って手紙を見ますと、差出人の住所と名前がしっかりと書き記されておりました。後日、手紙の主を訪ねたとき、本人は名前を言ってもらっても構わないとのことでしたが、ここで実名を申し上げることは差し控えたいと思います。恐らくほとんどの議員の皆さんのが御存じの方であります。

話の都合上、この方を今後A氏と呼ばせていただきますが、当然、私もA氏を存じ上げています。しかし、今回のように自分の本音をつづった手紙をいただくほど親しい間柄ではありませんでした。ですから、手紙を受け取った私自身、びっくりしたような次第であります。

A氏には、過去において町として用地の相談をさせていただき、快く協力していただいた経緯があります。現在、A氏は幾つものビルを所有され、固定資産税だけでも年間500万円以上納付していただいているようあります。ただ、アパート、マンション等の経営は収入が一定しないため、数カ月ほど税の納付を待ってもらっていたことも過去にあったようです。どのような理由があっても、納期内に納付しなければ滞納と言われても仕方ないことかもしれません、当時の担当職員の方は事情を理解してくれて、おかげで随分と助けられたとのことです。無論、納付が数カ月おくれたとしても税金は間違いなく納付されております。しかし、今はそのような事情は一切考慮してもらはず、規則からですからの一言で片づけられたと憤慨されました。

関係書類を見ますと、平成25年度における町民税の2期及び固定資産税の2期分が未納となっていることから、平成25年11月14日付でA氏宛てに差し押さえ徴収が送付され、差し押さえ債権目録としてA氏が子供さんのためにかけてある生命保険の支払い請求権を差し押さえる旨の別紙の添付がありました。当然、この差し押さえ徴収は契約先にも送付されるわけですが、この保険契約先が金融も扱っている団体であったため、A氏は同時期に進めていた新たな事業の融資が破断となつたと聞いております。

A氏が言われるには、確かに滞納していた自分が悪いことは重々承知していますが、今まで猶予していただいたことが、なぜ担当者がかわっただけで差し押さえ調書を送りつけられ、しかも未納額の半分足らずの生命保険を差し押さえようとされ

たのかわかりません。税金を眞面目に納付しようと努力している者にこのような嫌がらせをする町には、「今後一切協力はできない」と、激しい口調で話されていたことをお伝えしておきます。

次は主に年金で生活されている高齢者の女性の方から相談を受けた事例をお話しします。この女性をB氏と呼ぶことにします。

昨年の暮れに相談を受けたわけですが、要約しますと、B氏は、固定資産税と国民健康保険税を以前から銀行口座からの引き落としにしていましたにもかかわらず、「昨年の12月5日付で差し押さえ予告通知書が届いた」と、かなり興奮ぎみで話されました。書面を見ると、固定資産税の2期分は納付済みなのに、1期分が未納扱いとなっていました。そのため固定資産税の3、4期分並びに国民健康保険税の5から8期分が繰り上げ徴収となり、それら全額を12月19日までに納付する旨が記されておりました。恐らく過去に督促状が届いていたと思われますが、本人にしてみれば、間違いなく納付していると信じてあるわけですから、これは町が間違っていると取り合わなかったのではないかと推測しております。

早速、口座振替に使用されている通帳を確認しました。確かに5月31日に引き落とされるべき1期分が引き落とされていませんでした。なぜそのようなことが起きたかと申しますと、B氏はシルバー定期を担保に自動融資を利用されていましたが、この方法では定期預金額の90%までしか自動融資ができません。そのことは本人も御承知だったと思いますが、今までに一度も残高不足の経験がなかったため、そのことに思いが至らなかったようあります。私の説明をB氏はすぐに理解され、年明けには納付されたようあります。口座振替を利用している納税者をすぐに把握できるシステムをもっと有効に利用できないものだろうかと私は考えております。その点については後ほど税務課長に詳しくお尋ねしたいと思っておりますが、まずは町長に次の2項目についてお聞きいたします。

1項目目でございます。

最近、税徴収の基本的方針が変更され、今までより厳しいものになっているようです。先ほどのA氏の発言にあったように、担当者は法にのっとり対応しているだけだと主張されるかもしれません、納税者はそうは受け取らないと思います。今まで通用していたことが否定されたり、前任者は緩やかに対応してくれていたことがそうではなくなりたりして、混乱を招いているようです。町の方針がより厳しく対応する方針に変更されたとしても、そのこと自体を問題にするつもりは毛頭ありません。ただ、私が申し上げたいのは、これは税の徴収に限らず、行政一般に言え

ることであります。大きな方針変更があった場合、そのことを納税者に周知徹底する必要があるということです。町は納税者の混乱を防ぐため、どのようにして周知徹底を図ってこられたのか、説明をしてください。

次は税滞納者への対応についてお尋ねします。

税の滞納に関しては大筋のことは法律で定められておりますが、運用については、それぞれの自治体の裁量に負うところが大きいと考えます。当然、篠栗町にも詳細な基準がマニュアル化されていると思いますが、徴収率を効率よく上げるために、滞納額が大きい滞納者により厳しく当たっていると、町の対応に不信感を持つ滞納者もおられるようです。ですから、そのような不信感を払拭する意味でも、篠栗町にはしっかりととした基準があることをお示し願います。

そして、先ほど紹介いたしましたA氏に対する措置が町の基準に沿ったものであることを説明願います。

最後に、口座振替を利用しているにもかかわらず滞納者のレッテルを貼られるケースについて、現場の責任者である税務課長に説明を求めます。

通常、税の支払いを口座振替にしていれば滞納することはないと思いつかであります。何らかの理由で金融機関が自動引き落としをしなかった場合や受け皿の町にミスがあった場合、あるいは先ほどのB氏のように、口座に支払うべき税額以上の残高がない場合、税は引き落とされず、結果的に滞納となってしまいます。しかし、たとえそのようなことが発生しても、督促状を送付するまでには納付期限切れから20日間あるわけですから、その間に引き落としができなかつた原因を担当課は容易に把握できるかと思います。ですから、金融機関に問い合わせ、残高不足が原因である場合、そのことを滞納者に文書や電話で連絡するなどの対応をとることにより、多くの場合、督促状を送ることなく気持ちよく納税していただけると考えております。

徴収担当職員は、うっかりミスで税が未納になった善良な納税者に滞納者のレッテルを張ることを極力さける努力をすべきだと考えますが、税務課長はどのようにお考えでしょうか。口座振替を選択された納税者の滞納についてどのような対応をされているのか、詳細な説明を求めます。また、今までの対応が不十分と思われるのであるならば、今後どのように改善されるつもりなのか、見解を求めたいと思います。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、質問に対し答弁を求めます。

まず、三浦町長、どうぞ。

○町長（三浦 正君） それでは、横山議員の1番目と2番目の質問には私のほうから答弁いたします。

憲法第30条に、「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」と記載されております。まず、私たち国民は、日本国憲法を遵守しなければならない。このことを申し上げた上で答弁してまいりますが、平成25年議会第3回定例会での議員の一般質問に答弁いたしましたが、そのときに議員必携を引用して次のように申し上げました。

「憲法第15条の②に「公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と定められているように、議員は、住民これ全体の代表者であり、奉仕者であって、これが議員の本質というべきである。」、ここまで引用いたしましたが、この項には継続がございまして、「今日、地域社会は、激動する経済社会情勢の中で、日々進展し、変革しているから、議会も行政もこれに適格に対処しなければならない。そのためには、議員がただ単に、住民の声と心を代表して、代弁するだけの役割に終始するだけではなく、一歩踏み出して常に住民の中に飛び込み、住民との対話を重ね、住民の悩みと声をくみ取りながら議論を重ねて調査研究を進め、住民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指して時には住民に訴え、時には住民を指導して、その実現に積極的に努力することが大事である。そして、前述の議会が持つ二つの使命、すなわち、「具体的な政策の最終決定」と「行財政運営の批判と監視」を、完全に達成できるよう議会の一員として懸命に努力することが議員の職責であろう。」と書いてあるわけでございます。以上を引用した上で御質問にお答えいたします。多少長くなりますが、お許しをいただきたいと思います。

日々、収納に当たって、血のにじむような努力をしております税務課長以下職員が、自分たちの業務に対してご理解をいただいてないことに悔しさの余り血涙を流しながら、渾身の力を振り絞って答弁書をつくり、「町長、私たちの思いです。これを全部読んでいただきたい」と持ってきたものでございます。私もそのとおりと思いまして、それをそのまま引用して読んでまいります。

1番目の答弁でございますが、町長を御経験された横山議員ですので、おわかりになると思いますが、我々地方自治体は、毎年、その年の歳入と歳出を試算し、予算を作成いたします。この予算の中から、町は福祉、教育、防災、建設など多岐にわたる行政サービスを提供しております。

行政サービスを展開するに当たっては必ずお金が必要となります。このお金は歳

出予算という形で算出していきますが、安全確実な歳入があつて初めて歳出を計上することができるわけでございます。歳入については、町独自の自主財源、国からもらえる依存財源がございます。地方自治の根幹でもある自主財源のほとんどが税収でございます。この税収が確実に確保されることにより、予算作成の大原則である明瞭性、安全性、厳密性が担保された予算ができ上がり、初めて行政サービスは展開していくのでございます。

地方税法第14条において、一般債権より優先して徴収する「地方税優先の原則」がうたわれ、国税徴収法第47条、地方税法第331条等により、徴収職員は督促状を発して10日を経過すると財産を差し押さえなければならない規定になっております。これは差し押さえすることができるという規定ではございません。しなければならないとの規定でございます。このことは行政の究極目標であります地域社会の福祉の実現のために租税の果たす役割が必要不可欠であり、その安定的税確保のため、法律を通じて徴収職員に義務づけられているのであります。

税法の適用に当たっては、法に基づき課税徴税を行う「租税法律主義の原則」と対等に担税力の公平な負担を配分する「公平負担の原則」という二つの理念を担保に成り立っております。大多数の納期内納付をしていただく方がいらっしゃる反面、一部の方だけに特別な扱いが許されるということが、果たして公平負担の原則に当てはまるのでしょうか。特別な扱いが「今まで通用してきたから」という理由でこれからも続けていくことが、果たして公平負担な税制が継続していくのでしょうか。この公平負担の原則があるからこそ、皆さん納期内に納付していただいているわけでございます。

横山議員は方針が厳しくなったと言われますが、厳しくなったということではありません。「延滞金はしっかりと納めていただく」、「正当な理由のない分納は認めない」、「今まで納期を過ぎても年度末に払っていたことを認めない」、納期内にしっかりと納めていただいている方々にとって当たり前のことをしっかりと改め、正常な状態に戻した、ただそれだけのことであります。

こういった方針の転換は、ここ最近に始まったことではありません。以前は誤った認識により、公平負担の原則に照らし、決して適切と言えるような取り扱いが行わされていました。当然、徴収率は年々低下し、10年ほど前から監査委員からの厳しい指摘と当時の職員の意識の改革により誤った認識での取り扱いを正してきておるわけでございます。その長い期間の過程で、そのことを納税者の皆様に伝え、理解をいただくよう努めてまいりました。

確かに、過去にこういった利益を受けてきた方々にとっては、方針が変われば不平不満は出ますし、窓口で大きな声で怒鳴られたりすることもあります。方針を転換させないためにしかるべき方に頼んで考えを改めさせると、脅迫されたことも担当課ではあるそうです。こういった要求を聞き入れることで一部の方からは、話のわかる役場の職員だとほめられるかもしれません。しかし、こういったことで以前の方針に戻すことは、大多数の納期内納税者の方々への裏切り行為にはかならないと考えております。当然、病気や災害等により納税が困難な方や、やむを得ない理由がある方などについては、十分な聞き取りを行った上で、納税の猶予緩和も取り入れております。

本町のスタンスは、公平負担の原則のもとに、「できることはできる」、「できないことはできない」という姿勢で、今後も納期内納付の推進を進めていきたいと考えております。

続きまして、2番目、徴税業務のマニュアル化についてお答えいたします。

税法の運用については、「租税法律主義」と「公平負担の原則」という二大理念により運用されております。この租税法律主義の原則に基づいて国税徴収法第47条、地方税法第331条等により、徴収職員は督促状を発して10日を経過すると財産を差し押さえなければならない規定になっております。その運用が自治体の裁量によって決められているという規定は全くございません。地方税法によって規定されていることは督促状を発して10日過ぎると「差し押さえをしなければならない規定」、病気、灾害、事業の著しい損害等による「徴収の猶予」、差し押さえ財産の換価を行うことにより、著しく生活の維持を困難にするおそれがある場合の「換価の猶予」、差し押さえすることができる財産がない場合の「滞納処分の停止」のみであります。この「差し押さえ」、「猶予」、「停止」を滞納発生後、早期に見きわめ、それに見合った処分を進めていき、遅くとも原則2年以内には何らかの処分により滞納を完結させることが唯一の基準でございます。

御質問では、篠栗町の徴収方針が大変厳しいと言われておりますが、篠栗町の差し押さえ件数を申し上げますと、平成21年度の300件超をピークに減少傾向となり、平成24年度は66件、平成25年度は2月末時点で51件と大きく減少傾向になっております。このことは差し押さえ等を行う一方で、税務課において口座振替の推進、コンビニ収納の導入など、納期内納付の環境を整備し、また一方では、納税交渉の場において納付勧奨を行い、生活状況を十分に聞き取って、必要であれば納税猶予の制度も活用し、納税者の方が水際で差し押さえ処分を受けないよう努

力を重ねていることあります。

また、税務課徴収係及び住民課国保係においては、差し押さえする徴収手法だけでなく、生活状況の改善を積極的にサポートし、納税の後押しを行っております。例えば、納税者の方が多重債務に陥っている場合は、お困りの状況をしっかりと聞き取り、弁護士等の専門家に引き継ぎ、債務整理を進め、納税をしていただいております。また、ファイナンシャルプランナーを相談員として迎え、生活改善に向けたアドバイスや対策を講じ、債務整理だけでなく年金制度の活用、ライフプランの見直し等で納税基盤を整えた上で、納税をしていただくようお願いしております。こういった生活再建による徴収手法により、非常に大きな成果を上げているところでございます。

また、ヤミ金被害者の積極的な解決に向けても努力をしております。貸金業法の改正により収入の総量規制が導入され、正規の業者から借り入れができない方がヤミ金から借り入れを行い、返済を長期にわたって強いられている、いわゆる「ソフトヤミ金」の被害が拡大しております。納税交渉等の場でそういった事実が判明した際は、即時に総務課防犯係と協力して警察機関等への引き継ぎを行っております。今年度は4名の方を引き継いで、全て即日で解決をしております。中には2年間に200万円以上の支払いをされている方もいらっしゃいます。日々、ヤミ金に返済された方も、解決により現在では健全な納期内納付者となっておられます。こういった取り組みにより、晴れ晴れとしたお顔つきで感謝を伝えに来庁される納税者の方も多くいらっしゃいます。私が9月議会のファイナンシャルプランナー相談事業の質問の際にお約束いたしました、腹を割ってお話しいただけましたら、精いっぱいサポートをさせていただくということをしっかりとやっている成果であろうと考えております。

税務課徴収係においては、こうした生活再建を積極的にサポートし、納税原資を確保した上で納税に導く手法を「次世代徴収論」として日々研究を行い、確立しています。滞納処分の強化と並行して、本当に払えない方への出口対策もしっかりと行っているわけでございます。本当に困っている方がいらっしゃれば、他人事と考えずに一緒に考えて取り組んでおります。こういった徴収業務を行っている自治体がほかにありますでしょうか。

今回の御質問に当たり、議員はしっかりとした事実確認をされましたでしょうか。税務課において徴税業務についてどう考え、どう取り組んでいるかを総合的に検証された上での御質問でございましょうか。それでも「とり手の役人」と言い切れま

すでしょうか。

我が町は福岡県から納税成績優良団体として表彰されました。議員は厳しい徵収でこういった成果を上げられたと認識しているようですが、決してそうではありません。当町の徵収職員が債務整理による滞納解消手法を、福岡県を初めとした多くの自治体に対し積極的に講義研修を通じ発信をしております。こういった生活再建型の徵収への取り組みについても大きな評価をいただいていると思っております。

本日も、この議会の場において議員の皆様から多くの貴重な施策を提示いただきました。我々地方自治体は、限られた予算と照らし合わせて、実現可能な施策を開いてまいります。そのためにはしっかりと自主財源の基盤を築いていかなければならぬわけでございます。

地方自治体を取り巻く環境は、この先、非常に不透明であります。国から支払われる依存財源だけに頼っていては、新しい施策の展開だけでなく今までに展開している施策や行政サービスの継続も危ぶまれる可能性もあり得るわけでございます。自主財源の確保、すなわち安定的な税収の確保は、これから篠栗町をつくっていくに当たって決して放棄してはならないものであります。

9月の議会でも申し上げましたが、1個人の事例に対し必要に便宜を迫ったり、原課への徵収や事実確認もされないままに一方的に質問もされたりいたしました。税の滞納については、ここにいる議員の皆様にも何かしら相談はあることでございましょう。しかし、皆さんは地方財政の仕組みを理解し、全体の奉仕者としての立場を遵守しておられるわけでございます。議会の場においてこういう御質問があることが非常に私は残念でなりません。このことは他の町からも、この議場にいる議員皆様方が同じ目で見られるおそれがあるということにお気づきになりませんでしょうか。我が町の財政基盤を支えていただいている全ての物を言わぬ納期限納付の方々を前に、声を大にして言い続けることはできないと思います。

今後、地方自治の原点をもう一度御理解いただき、良識ある議員活動を開いていただくことをお願い申し上げて、1番目、2番目の答弁といたします。

○議長（今泉正敏君） それでは次に、吉村税務課長。

○税務課長（吉村英治君） 3番目の質問についてお答えいたします。

口座振替をされている方で残高不足等の何らかの理由により引き落としができなかつた場合は、振替日から3日ほど経過して金融機関より情報が入ります。残高不足等が確認でき次第に、コンビニエンスストアでも納付のできる納付書を兼ねた口座振替の通知書件納付書を口座振替ができなかつた全ての納税者の方に送付させて

いただいております。

現在の対応については、極力、督促状が届かないように最善を尽くしており、何ら不十分な点はないと考えますので、今後も以上の対応で継続していきたいと考えております。

篠栗町の口座振替において滞納者のレッテルを張られるということは一切ございませんので、ぜひ多くの納税者の皆さんに口座振替を利用していただければ幸いと存じます。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 再質問ございますか。

まず、1問目。

○4番（横山久義君） 町長からるる答弁がございました。答弁を聞いていますと、私の質問の趣旨をちょっと読み違えてあるんじやなかろうかなというふうにも思っております。

私は、滞納者の便宜を図ってくれということは一言も言っていませんし、またそれはすべきでないと思います。ただ、滞納者もいろいろおられます。悪質な場合もあるでしょうし、ちょっとしたうっかりミスで滞納されるケースもあるわけですから、その中で、町長もいみじくも言われました。徴収を正常に戻したというふうな表現をされました。ということは、今までとはまた違ったいわゆる徴収になったということでしょう。ですから、それはやはり丁寧に、今後はこういうふうに厳しくせざるを得ないということで、例えば広報紙を使って説明するだとか、そういうことをやってほしいということを私は言っているんです。それをやった後で、広報紙でもこういうふうに言っているでしょう。だから、今後厳しくなるんですよということでいえば、その滞納者も、そうか、今まででは大目に見てくれたのか。だから今後はそのように納期限に納めようというふうな気持ちになるんじゃないかなと、そのことを私は申し上げているんです。ですから、今からでも遅くはない。何のために広報紙があるんですか。広報紙を使って、今後はこういう形で厳しくなる。厳しくというのはおかしいけども、本来のいわゆる徴収になりますということをいろいろなケースを例を挙げて説明されるのも必要じゃないかなということでの質問でございます。そのために漠然とそれを質問してもなかなか難しいだろうから、わかりづらいだろうからということで事例を挙げただけの話であって、この方の便宜を图れとか、そういうことじゃないです。ということもまず申し上げておきたい。

今後、そういう形で、町長も言われたように正常に戻したと言うんであるならば、

いわゆる今までのやり方と違っているわけですから、それは広報紙か何かで知らしめる必要があるということで、それをどういうふうに今後されるのかをまずお聞きしたいと思います。

それから、いわゆる税務課徴収、特に徴収は、当然、法にのっとってやらなきやいけない。ならば、法律でいけば期限を過ぎると20日後に督促状を出します。督促状が着いてから10日過ぎると差し押さえをしなければいけないということになる。果たしてそれで全部やっているのかどうか。私はそうじゃないんじゃないかなと思います。

それをやってあるんならやってあるで構いませんけども、それだったら私が例を挙げた期日が違います。だから、そこら辺はある程度、町もいろいろと考えてやってあるんじゃないかなと思うんですが、その考え方方がまちまちじゃないかなと。相手によってそれが違うんじゃないかなという不信感を抱かれている。だから、そういうんじゃないということをしっかりとやはり説明をすべきじゃないかなというふうにも思っております。

そして、その法律で言うならば、差し押さえをするには、その滞納額を見合った、それ以上のものを差し押さえるのが原則です。ですから、滞納が例えば100万円あります。保険を差し押さえる、50万円しかないんです。例えばですよ。それだけを差し押さえるということはあり得ない。その方はほかに何もお持ちじゃなかつたらそれは仕方ないかもしれない。しかし、ほかにもたくさん例えば不動産だとか銀行の口座だとかある場合は、少なくともその額以上のものを差し押さえるのが私は法にのっとった措置じゃないかなと。ですから、法律に従ってやってあるのかどうか、あるいはまた町独自の基準が今の町長の答弁ではないということですけども、法律に従ってやっているということであるならば法律が基準でしょうから、それに従ってやった場合、そういうことが起こるのかどうか、そのことを私は聞いているんです。

それから、最後の税務課長の口座振替ですけども、今、お聞きしますと、口座振替で、当然、滞納、未納がわかります。3日過ぎると、いわゆるまた通知書を出すということですが、その中にこういうケースとわかるわけでしよう。要するに、残高不足という。そのときに残高不足になっていますよと。ですから、そこを確かめて納付くださいということが入っているのかどうか、その点だけ。もし、入ってなかったら、それを入れて説明してあげたらわかる方が多いんじゃないかなと、そういうことを私は質問しているんで、もし入っているんやったら入っているで、それ

を見なかった方がちょっと問題だと思うんですけども、その点だけを課長には答弁をお願いしたいと思います。

○議長（今泉正敏君） それでは、最初の二つは町長でよろしいですかね。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） まず最初の御質問、厳しくしたのであれば、それをちゃんと広報に示すべきではないかというお話でございましたが、厳しくしたのではと私は一言も申し上げておりませんで、正常に戻したというふうに申し上げました。

そういうことで、正常に戻したというようなことをあえて広報に出すということは、それまでが正常じゃなかったということを言っているようなものでございますので、そのようなことを私どもは言うべきではないと思いますし、肃々と正常な事務を行うことでいいのではないかというふうに私は思いますが、いかがでございましょうか。

2人の事例をお話しされましたが、このお二人の事例等々につきましては、まずこの場でおかしいんじやないかという御指摘の前に、税務課で、どうしてこれがこういうふうな状況になったのかということは、やはりお聞きいただきたかったと、そういうふうには思っておるところでございます。また、後ほど個別に税務課のほうにお聞きになれば、ああ、何だ、そういうことだったのかというようなことがわかるのではなかろうかと思っております。

差し押さえに関しては、金額に応じた差し押さえを行っていくわけでございましょうけれども、これについては担当課のほうで適正な事務を行っているということを認識しておるところでございますので、何も間違った事務を行っているわけではないというふうに認識しておりますので、以上で私の答弁は終わります。

○議長（今泉正敏君） 税務課長。

○税務課長（吉村英治君） 口座振替不納通知書に残高不足でしたとの文言が入っているかどうかとの質問でしたが、そういった文言は記載しております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 再々質問どうぞ。

○4番（横山久義君） 町長と私となかなか認識が一致しないんですけども、私が厳しく言ったのは、納税者、今まで納められた方からの目線で考えた場合ですよ。今までよかったですのが、今まで通用したのができなくなったり。去年まではそれが当たり前だったのが、ことしになつたらもうそんなことはできませんよと言われる、そこに戸惑いがあるというのは、行政は専門家ですよ、皆さん。専門家もミスはする

んです。しかし、専門家でしょう。でも、納税者は素人です。だから、素人の立場でやはり考えてやる必要もあるということを私、言っているんですね。ですから、厳しくなったじゃなく正常に戻したとなれば、それはそれで構わないんですよ。正常に戻してください。だから、正常に戻すんであるならば、当然、今までとは違うわけです、納税者から見るとですよ。ですから、それをやはり説明してやらなければ、広報をする必要がなければここでもいいんです。そういう方が言われてきたときには、今まではこうだったんですけど、こういう方に原則こうなるんですからと。それはもう国の方針がそうですでもいいじゃないですか。そういうことであえてトラブルを起こす必要はないじゃないかと。できるだけトラブルは抑えてやるべきなのも、やはり行政手腕じゃないかなということを私は申し上げているんです。ですから、広報紙に絶対それを載せなさいということじゃないけども、そういう取り組みが窓口でもいい、電話のやりとりでもいい、なされているのかどうかということを真摯に考えるべきだと思います。そうしないと、正常化でと、あるいはまた規則に従ってすることだけでいきますと、行政は絶対ミスができなくなるんです。

2月22日、新聞に載っていました、税務課のミスがね。これについては、本当は町長から、議会の冒頭に説明なりおわびが、町民に向かってあってもしかるべきかなとも思ったんですけども、それは私は行政経験があるからわかる。どんなに注意していても、やはりミスをすることもあるんです。そのとき、今までは申しわけないと言えば、町民の方はわかってくれた。しかし、自分たちのミスは申しわけないで済むのかと。俺たちのミスは取り立てるじゃないかというふうなことにもなっていきかねない。だからそこらでもう少し町民の方とあえてトラブルを起こさないでいい方法があるんならば、それは努力すべきじゃないかなというふうに思っているだけでございます。

それから、差し押さえのことで町長もさらっと交わされましたけども、差し押さえというのは、滞納額以上のものを差し押さえるということが原則ですよ。ですから、それをしないということ自体、私はおかしいんじゃないかということを言っているんです。

逆に、余り事例を言うといけないけど、この方も、なぜ不動産を差し押さえしないんだろうか。もっともっと価値はあるのにというふうなことを言われます。私もそうだなと思うんですよ。ですから、なぜ半分ぐらいしかならない生命保険をあえて差し押さえするのかなということなんです。ですから、差し押さえるなら抑えるで、法律にのっとって額面以上のものを差し押さえるような方向で徹底をしてもら

いたいと、逆ですよ。だから、そういうことを私は申し上げているんです。そこが違うんだということを、それをやはり今後考えてもらわないといけないですよということを私は申し上げているんです。だから、その点、もし答えられたらお答え願いたいと思います。

○議長（今泉正敏君） 町長、どうぞ。

○町長（三浦 正君） 2月22日の件は、済みません、私、予算審査の場で皆様方におわびしようと思っておりましたが、済みません、本会議場で本来すべきであつたと思います。失礼いたしました。

あくまで今のお話の中で、私どもは、正常に行っているということでございますので、この場で正常に納期内納付を原則として行っていくということをやっているということだけ申し上げておきたいと思っております。

差し押さえにつきましては、その事案がどういうものであるか、今、お聞きした中では、はつきりと申しかねますので、原則どおり行っているということで、もう少し担当課も含めて事例を詳しく教えていただければ、今後の参考にしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（今泉正敏君） じゃあ終わりますね。

次に参りますが、11時過ぎましたので、10分、休憩時間を入れます。

11時10分から再開いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（今泉正敏君） それでは、本会議を再開いたします。

質問順位3番、飯田浩二議員。

○2番（飯田浩二君） 議席番号2番、飯田でございます。改めまして、特定健診の受診率について一般質問させていただきます。

平成20年度から、各医療保険者に義務づけられた特定健診が始まり、本年度で6年目を迎えました。特定健診の受診率は、平成21年度31.6%、22年度31.8%、23年度31.8%、24年度30.8%、平成25年度の実績はまだ集計されていないでしょうが、31%前後と、受診率は余り伸びていないようです。健康課としては、受診率向上に向けて何か取り組んでおられるでしょうか。また、昨年より、特定健診・がん検診の予約がコールセンターでの予約受け付けとなりました。これまでオアシスで行われていたため予約の電話が混み合い、通常の業務にまで支障が出ていると聞きました。受付業務を健診業者に委託されたことにより、

仕事に対する負担が軽減されたと思われますが、軽減された分、新たな取り組みがなされていればお聞かせください。

次に、オアシス篠栗健康課では、特定健診の結果説明会で保健師や管理栄養士の方により、健康アドバイスが行われております。特定健診において高血圧や高血糖などの生活習慣病は早期に発見し、生活習慣を改善すれば医療費の削減につながることは言うまでもありません。

がん検診の場合、異常が見つかり、もしもがんと診断され治療を行う場合、セカンドオピニオンが必要だと思うかと聞いたところ、必要と思うとする者の割合が81.5%というデータがあります。最近ではテレビや新聞等でセカンドオピニオンの重要性が広く報道されております。健康課にも患者さんに合った病院の紹介、またはセカンドオピニオンが求めやすくなるように、医療機関に詳しい専門の相談員、医療コーディネーターを配置してはどうでしょうか。

医療コーディネーターは、患者さんやその御家族が病気で悩んだとき、少しでも後悔しない方法を選ばれるようサポートする医療の専門家です。医療情報に詳しく、医療とのコミュニケーションに長け、そして何よりも患者の視点で相談に乗ることができる看護師ならではのサービスです。

病気が複雑化した現代では、治療すればもとどおりの体に戻るというわけでは必ずしもありません。もちろん医師は病気を直すために一番効果のある方法を薦めるものですが、それが万全でない以上、患者さん本人が納得して治療を選ぶことが重要になってきます。より適した治療法を患者自身が選択できるようになれば、病気が治癒するのも早まり、結果的に医療費の削減につながるのではないかでしょうか。

平成25年度より税務課におきましてファイナンシャルプランナーを納税相談員と契約され、税収アップにかなり成果が上がっておりました。医療コーディネーターとファイナンシャルプランナーと同じ物差しで考えるのは難しいかもしれません、住民サービスの向上の観点からすれば同じことと言えます。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 飯田議員の御質問に、まず特定健診などの受診率向上のための取り組みはということで御質問いただきました。これについてまず答弁してまいりますが、篠栗町の特定健診受診率は今、年次を追って御指摘いただきましたが、平成20年度から31%前後を推移している状況でございます。福岡県平均の受診

率は上回っておりますが、国の目標値である60%には及ばないところでござります。

受診率向上に向けての取り組みといたしましては、これまで広報やチラシを利用しての周知活動や電話での受診勧奨に取り組んできました。平成25年度にはコールセンターでの予約の受け付けを開始したことで、土曜日を含む申し込みが可能となったことや期間中スムーズに受け付けることができるようになりました。その結果、これまでの事務事業の見直しやさらなる事業への取り組みができるようになり、町内商店などへのポスターの掲載依頼やオアシス、クリエイトでの各教室、サークル活動時など、町民の皆さんのが集まる場での周知活動を実施しているところでございます。

また、新たな取り組みといたしましては、未受診者宅への訪問による受診勧奨を行い、今後の受診率向上に向け、少しですが、手応えを感じているところでございます。

未受診者が特定健診を受けない理由といたしましては、現在、病院にかかっているから、あるいは元気だから、また忙しいからなどが見られます。治療している方も元気な方も、健診を毎年受け続けることが生活習慣病の予防、改善や重症な病気への発症予防につながります。今後も町民のニーズをとらえ、受診しやすい環境を整えるとともに、受診率向上に向けて特定健診の受診勧奨に力を入れてまいります。

次の御質問で、医療コーディネーターの配置についてという御質問でございました。

福岡県では、質の高いがん医療を受けることができるよう、その拠点となる医療機関として九州大学病院や福岡東医療センターなど18カ所のがん拠点の病院が整備されております。がん拠点病院には、がん相談支援センターが設置されておりまして、がん専門相談員として研修を受けた看護師や医療ソーシャルワーカーが、がん治療を受ける上での不安や悩み、療養生活のことやセカンドオピニオンに関する相談等の窓口となっております。

御本人や御家族、地域の方など、どなたでも無料で利用することができます。また、町民の方の身近な相談窓口としては、現在、健康課で平日の午前中に実施しております健康相談がございます。健康相談は、保健師が健康に関する相談に個別に対応しております。必要に応じてセカンドオピニオンが可能な病院の紹介やがん支援相談センターにつなぐこともできます。議員のおっしゃる医療コーディネーターのようながん専門の相談員を町に配置することは現段階では難しく、保健師が住

民の方の身近な相談者として対応いたしますので、健康相談をこれまで以上に活用いただければと思います。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 再質問ございますか。

飯田議員、どうぞ。

○2番（飯田浩二君） 特定健診の受けない理由を今、挙げられました。どうしてもオアシスとかで受診となると、決められた場所と指定された日時でしか受診できないので、やはり忙しいや面倒くさいといって敬遠されています。せっかく受診勧奨されるのであれば、かかりつけの病院や近くの医療機関での受診を全面的に進められてはどうでしょうか。

また、受診結果の結果説明会も決められた日時で、どうしてもその日時が合わないときもあります。受診結果を医療機関から直接、町に連絡していただければ受診率の向上につながってくると思います。医療機関との連携をどのように考えておられますでしょうか。

○議長（今泉正敏君） 健康課長、どうぞ。

○健康課長（黒瀬英三君） まず、1点目の件でございます。

集団健診に加えて個別健診を今のところ受診できるようにしております。その結果、医療機関と受診の時間を調整していただき、個別健診等も実施しております。

それから、医療機関との連携でございます。

医療機関との連携につきましては、毎年、町内の医療機関にお越しいただきまして、医師会・歯科医師会連絡協議会の調整会議を例年開いており、その中で特定健診の受診率に向けて医療機関のかかりつけ医として先生方に受診勧奨のお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 課長、今の質問は、直接医療機関からできないかという質問があつたんですが、それができるかできないかだけでもいいです。

飯田議員、先ほどの質問ですね、健診をいわゆるオアシスで受けた場合と医療機関で受けた場合がありますよね。今の質問はオアシスで受けた分を直接何かそういうデータが欲しいという質問ですか。そこをはっきりしておかんと、課長も答弁ができると思うんですが。

○2番（飯田浩二君） 一つ目、どっちでもとられるかと思いますけど、一つ目のは、オアシスにわざわざ聞きにいかなくて、直接医院もということを言って、あと二つ

目というか、受けたっていうことが町のほうに連絡が行かなければ、受診率が上がったことにならないように聞いたんですよね。病院で健康診断を受けても、それがかかりつけの病院に患者さんが医療機関で健康診断をしたことを町に報告というか、そういうのができれば。

○議長（今泉正敏君） それができればいわゆる連携という意味ですね。

○2番（飯田浩二君） そうですね。どっちもその連絡が今は健康課のほうから病院にどのようになっていますかと聞かんことには連絡は来ないけども、それを直接、健康課から病院に尋ねなくとも、病院のほうからも来るようになるふうな感じで。

○議長（今泉正敏君） 質問の意図はわかりましたか。

課長、どうぞ。

○健康課長（黒瀬英三君） 病院で個別健診、特定健診を受けられた場合、請求に関しましては連合会を通してリアルタイムに町のほうには数字的には上がってきませんけれども、連合会を通して受診者、その件数等は連絡は来ております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それともう一つ、直接説明いただけないかという質問。

○健康課長（黒瀬英三君） 特定保健指導につきましては、先ほど飯田議員のほうからございましたとおり、日にちを指定して来ていただくようにしております。こうした場合、どうしても一方的な期日指定になっておりますので、こられない場合に関しましては、こちらのほうから連絡をとって、再度、個別的に保健指導は行っております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） よろしいですか。再々質問ございますか。

もう1問目は終わられますか。

じゃあ、2問目の再質問、どうぞ。

○2番（飯田浩二君） 平日の午前中に行われている健康相談の利用状況はどのようになっていますか。それだけ簡単でいいんですけど、答えていただきたい。2問目です。

○議長（今泉正敏君） ちょっと質問が聞こえんかったとですが。

○2番（飯田浩二君） 身近な相談窓口として、現在、健康課で平日の午前中に実施しております健康相談がありますとあります。その健康相談の実施状況、どのくらいされているか、具体的に。

○議長（今泉正敏君） 課長、どうぞ。

○健康課長（黒瀬英三君） 健康相談の件数についてお答えいたします。

相談は毎日午前中行っており、保健師による健康相談、それから育児、母子心の相談で月に200件。また、件数は少數でかなり少ないんですけども、管理栄養士による栄養相談も受けております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 再々質問ございますか。

いいですか、終わります。

それでは、次に参ります。

質問順位4番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） 議席番号5番、大楠でございます。観光の推進について（農産物加工の拠点・グループづくりの育成と支援を）というタイトルで、昨年の12月議会に引き続き質問をいたします。

観光の推進についての町長答弁において、篠栗ブランドの土産品開発、商品化については、篠栗産コンニャクイモを使ったブランド商品の開発、地元の農産物を使ったブランド商品を観光協会や地元業者、地域住民と一緒に考えたい。また、観光の人づくりについては、地域ぐるみの組織、観光づくりプラットホームの立ち上げが必要と答弁をいただいております。

農産物加工グループ「ささの会」は長年にわたり活動をされてきましたが、その中でいろんなイベントに地元でとれた農産加工品を販売されてきております。町内はもとより町外の方にも大変喜ばれております。このささの会は、ことしの3月限りで解散されるとのことでございます。非常に残念に思っています。この解散された主な理由はどのようなことですか、お尋ねいたします。

次に、農産物のブランド化には女性の協力が必要不可欠でございます。女性による「味噌作りの会」が新たに立ち上げられると聞いております。グループの概要をお尋ねいたします。

今後の観光については篠栗町観光協会も一般社団法人化され、関係者は大きな期待を寄せているところであります。観光を推進するためにも、篠栗ならではのブランドが開発されることは大変喜ばしいことであります。今後、味噌作りの会だけにとどまらず、多くのグループによる篠栗ブランドの商品化が待たれるところでございます。今後の取り組みと支援体制をお尋ねいたします。

農産品加工グループはJA粕屋の施設を使用していましたが、この施設は建築後かなりの年月がたっておりまして、老朽化しております。施設を利用するに当たつ

て、JA粕屋の今後の方針が定かでないのは不安であるとの声も聞いております。農産物ブランド化を進めるために、将来を見据え、多くのグループを結成し、活動を拡大していく必要がございます。そのためにもこの施設の継続的使用や改築等の課題があるわけでございますが、JA粕屋との協議を進め、安心して使用できる篠栗ブランド製造の拠点づくりと農産品加工グループの育成を図るべきだと考えております。町長の考え方伺います。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、大楠議員の観光の推進についてということで、農産物加工の拠点グループづくりの育成と支援をという御質問をいただきました。

最初に、農産加工グループ「ささの会」の解散の主な理由についてでございますが、当グループは昭和59年4月に粕屋農業協同組合の婦人部の会員で、篠栗産みその生産と販売を目的に活動を開始いたしました。現在は7名の会員で山王区にある粕屋農業協同組合の農産加工場でみそや漬け物の製造・販売を行っております。

生産されたみそは「大師味噌」として人気商品となり、同じく「ささの会」で生産される漬け物や塩麹等とともに、個人への販売はもとより観光土産品や各種イベント会場において人気の商品となっております。また、平成17年度からは、町の小中学校の給食で使うみその全量を供給し、現在は粕屋町給食センターへの納品も開始されており、子供たちの健康や地産地消の推進に大きな役割を担っていただいているおります。

しかしながら、みそづくりは重労働を伴う作業であるため、高齢となられた会員の方々には身体的負担が課題となってきておりました。そこで、ささの会の総意として、平成26年3月をもって解散することを決定されたものであります。

次に、新たな「味噌作りの会」の概要でございますが、構成メンバーは篠栗町在住の粕屋農業協同組合の婦人部の方々であります、立ち上げのきっかけは町内の各小中学校の栄養士、粕屋農業協同組合、新規就農者、農業委員会、商工会、仲卸業者及び役場の関係部署で構成されております食育会議、この会議それぞれの立場から学校給食の安全な食材の確保を主な議題として不定期に開催しているものでございます。この食育会議におきまして、「ささの会」の解散により、これまで学校給食に供給されてきた大師味噌がなくなってしまうことが問題となったことあります。そして、その構成メンバーのうちから引き続き安全でおいしい篠栗産のみそ

を子供たちに提供したいとの熱意が新しい女性のグループとして実を結んだものであります。

この新組織は、当面、学校給食への篠栗産みそを供給することを第1目標とし、準備を進めているところであります。平成26年4月に正式に発足する予定でございます。町といたましても、粕屋農業協同組合と密接に連携しながら継続的に支援を行うこととしております。また、今後、経営が安定すれば、ささの会のように、みそ以外の商品開発への取り組みにも期待をするところでございます。

そして、篠栗ブランドの商品化についてでありますが、町の基本的な考え方といたましても、地域の総合力を結集した取り組みが重要であると考えております。そのためには、商品開発の初期の段階から、農林業や商工・観光等各分野で知恵を集めて、一つのアイデアを体系的に具体化することが重要であろうと考えております。現在、観光協会を軸にその基盤整備を進めているところであります。今後は篠栗ブランドの商品化を目指す多くのグループが知恵を出し合い、その役割ごとに活躍の場をつくっていくことで、そして、これに対し町は各組織の連携や各種の支援を十分に行なうことが重要であると考えております。

最後に、粕屋農業協同組合の農産加工場についてでございます。

新しい「味噌作りの会」も山王区にある農産加工場を使用することで交渉が進められているところであります。この施設は、昭和59年4月にタケノコ缶詰工場として建設されたもので、現在はみそづくりのほか、農協の倉庫としても利用されております。この施設の老朽化の問題については、新しいみそづくりグループからもただいま御質問がありました同様の意見が出ておりまして、町としても、食品の衛生面、利用者の安全面などが十分確保できるよう、今後も粕屋農協と密接に協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 再質問ございますか。

どうぞ。

○5番（大楠英志君） 篠栗町ささの会の解散の理由は、町長の説明でわかりました。長年の活動に敬意を表したいと思います。

また、新しい食育会議において女性のグループが誕生したということでございますが、御支援とか御相談に乗っていただきまして、さらに発展することを祈念いたしておる次第でございます。

また、観光協会の話が出ましたが、これはちょっと答弁をいただきたいとですが、

先月2月25日に篠栗町観光審議会が開催され、私も委員として出席をいたしました。大変活発な意見が出されております。三浦町長が町長に就任されて以来、観光について町長の熱い思いが皆さん方に伝わっているんではなかろうかと思っております。

町の観光に対する姿勢で町民は大きく観光に対しての意識が左右されるわけでございます。現在、篠栗町の中で多くの人たちが篠栗町の観光の活性化のために汗を流しておられるわけでございます。取り上げれば、森林セラピーガイドの会の篠栗森の風、地域のまちづくりの会のグループ、それから萩尾分校で行われております、これは青年たちが主に実行委員なんですが、カレーフェスタ、それから城戸土産店でいろんなアイデアを出されておりますKさん、ほかにも多くの皆さんが活躍しております。こういう活躍されております多くの相互の情報の共有や連携をされて、これが行動につながれば大きな力を発揮されるのではないかと思っております。同じ思いをする皆さんのネットワークづくりが必要ではないかと考えております。これに町長の考えを尋ねたいと思います。

それと、先ほどのJAの老朽化の施設については、篠栗町からもいろんなJAに對しては支援、協力をしておりますので、ぜひこの施設が継続して使われますよう、また、快適な施設として使われますように町と農協との協議を進めていただきたいと思います。それも答弁がいただけましたら、よろしくお願ひいたします。

○議長（今泉正敏君） 2問目は要望でいいですか。

○5番（大楠英志君） はい。

○議長（今泉正敏君） グループのネットワークはちょっとエリア外になるわけですが、いいですか、答弁いただけますか。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） エリア外とおっしゃいましたけれども、ネットワークづくり、今、御質問がありました。観光審議会の中でもいろいろ活発な意見交流ができましたけれども、余り役場がしゃくし定規に会議室に集めてネットワーク会議をしますとか、交流会をしますとか言っても、こういうのはなかなか盛り上がり上がらないものでございまして、今おっしゃったような皆様方とは私自身がフェイスブックで交流関係を持っておりまして、そういういろんな情報については発信をいただいておる。そして私たちが行政としてかかわるべきと判断したときには、担当課に指示をしながら、これはこういう取り組みがあるから、一緒にやっていこうというようなことをこちらから投げかけているようなところでございます。できるだけ自主的な活動

のネットワークにこそ継続性が出てくると思いますので、そういうふうな思いで当面はそれぞれの活動の自主的な動きを尊重しながら、私どもも精いっぱいお手伝いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 終わられますか。

○5番（大楠英志君） 終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位5番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） 議席番号12番、荒牧でございます。町に活力を得る施策を求めるということで、町長に質問申し上げます。

テレビ企画で住みたい町No.1に選ばれ、住民の一人としても大変喜んでおります。しかし、本当に選んでいただいているのかというのを調べてみると、10年前に比べ、確かに人口が1,000人ほど増加しておりますが、内訳は高齢者比率が4.5%増加し、15才未満比率が1.1%減少しております。この数値から見ますと、旧来からお住まいの方々が元気に長生きされたことによる人口増で、子供を持つ働き盛りの流入がほとんどないと考えられます。

前回の質問でも申しましたが、町の活力源は子供たちであり、いかにふやすかが町の将来を左右すると思います。粕屋町では「こども館」を建設し、子育て支援に一層努力をされるようですが、雇用条件が整った福岡市に近い粕屋町よりも上のサービスを提供しなければ居住地として選ばれないと考えますが、なお一層の出産育儿支援と、東西のみでなく南北アクセスのインフラ整備など、今やらなくては活力ある町の将来が見えてこないと思いますが、いかがでしょうか。一時的な人口稼ぎのために転入者への家賃減額などは不公平感を生みますし、決して将来のためにはなると思いませんので、実効力のある施策で本当に住みたいまちづくりの実現を願います。

以上、町長にお尋ね申し上げます。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、荒牧議員の町に活力を得る施策を求めるという御質問にお答えいたします。

冒頭おっしゃった人口に関する数値につきまして少し補足いたしますと、比較に用いられた平成16年3月末時点の町の総人口が3万738人、年齢3区分人口と

構成比では、15歳未満が5,346人で17.39%、同様に、15歳から65歳までは2万696人で67.33%、65歳以上が4,696人で15.28%となっております。

そして、昨年3月末時点の総人口は3万1,621人、これは正直なところと言いましょうか、正確には外国人を含む人口に変わっておりますので、9年間で約800人程度の増加と考えられます。

国の数値と比較すると年少人口、生産年齢人口の構成比は、どちらも国の数値よりは上回っておりますが、そしてまた逆に老人人口の構成比は低い状況でございますけれども、まだまだ若い人たちが多い町と言えるわけですが、少子高齢化の波は確実に押し寄せてきております。

町がこれまであらゆる機会を通じて申し上げ、また平成25年度からスタートいたしました第5次篠栗町総合計画においても、まちづくりの方向性の中に記載しているとおり、今後は生産年齢人口の中核を形成する20代から40代の年齢層の増加を図り、少子高齢化の進行を防ぎ、町の活力が推進できるまちづくりを進める必要があります。そのための方策を体系立てて定めたものが第5次篠栗町総合計画でありますので、この計画の実現に向けた取り組みを肃々と進めていくことこそが、町に活力を得ることにつながるものであると考えております。

御質問の中に粕屋町の「こども館」建設のお話がございましたが、粕屋町には、現在、児童館がなく、児童館と子育て支援センターの機能をあわせ持つものを建設しようということで、26年度予算に設計委託費を1,000万円計上したと新聞報道がございました。場所や詳細は今後決定するということでございます。

本町では、小学校の校区ごとに計三つの児童館を昭和52年から順次建設し、早い時期から運用を行っていることから、これまでも近隣の自治体から児童館の運用等に関するお問い合わせ等を受けてきている状況でございます。もちろん粕屋町からも今回の取り組みに至る過程でいろいろお問い合わせをいただいているところでございます。

また、本町における子育て支援策につきましては、昨年10月に学識経験者、児童の保護者、関連施設の代表者等で構成する篠栗町子ども・子育て支援会議を設置いたしまして、子ども・子育て関連3法に基づく平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」に対応する新たな事業計画の策定に着手いたしまして、各種子育て支援事業の充実を図るための取り組みをスタートいたしております。

インフラ整備、住宅地開発、産業誘致等に関しましては、それらの前提となる土

地利用の方針、市街地整備の方針、交通施設の整備方針等を定める篠栗町都市計画マスタープランの改定を平成25年度、26年度の2カ年をかけて進めております。まちづくりは継続して行うもの、そしてその近道は存在しないと考えております。対症療法的な施策も時と場合によっては実施しなければならないこともあるのかもしれませんが、現在の篠栗町がそのような状況であるとは思っておりません。

繰り返しになりますが、第5次篠栗町総合計画の施策を実現させる取り組みを何としてもやり遂げるという信念を持って、今後も残り4年間進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 再質問ございますか。

どうぞ。

○12番（荒牧泰範君） 町長、僕の質問が短くて舌足らずだったのかもしれません。例えば、今議会冒頭の施政方針演説の中で、コンニャクイモを栽培して、農業、産業の底辺を上げようとか、元気もん調査の結果を踏まえて、なお一層、長寿、健康な町をつくる、また、道標（まちしるべ）を示して、わかりやすく、参画しやすい町をつくる、非常に次の一手としてはすばらしい施策だなと思うんですが、私がお尋ねしているのは、一步のその先、5歩目、10歩先で、例えば、今みたいにアベノミクスがうまくいけばいいですが、また国・県がお金がなくなったというときに、やれ合併しろ、道州制を敷けというような時代も必ず来ると思うんです。そのときに今のまま合併すると、多分、想定されるエリアの中からすると篠栗町はちょっと外れになるんで、いよいよ新しい自治体の中心部から遠のくと思うんですよね。ですから、その前に南北幹線つくって、新宮、久山、須恵あたりと道を大きく開いておく必要がある。ただ、そのためには、多分、JRをオーバーかアンダーでやるとすると莫大なお金がかかる。そのために今のうちから南北幹線基金として10億円なのか20億円なのか、そこを見据えて組んでいこうという、そういう施策がないのか。

また、子供にしても、今現在、子供をお持ちの御家庭の教育費がたしか低所得者層の給与に占める35%ほどであるという発表があつておつましたが、そうなると、これは将来、私立の高校、大学へ行こうとなつたときになかなか大きなお金が必要んで、親御さんたちは今、苦しい生活の中から500円でも、1,000円でも積み立てしようかというときに、例えば町が入学準備基金なるものなどを積んであげて、そのときに入学の振込用紙だとか制服の購入の領収証などを提示いただいた

ら、そこで一定額、15年後のお支払いしましょうとかいう制度を今のうちからつくるておくべきじゃないか。そういう5歩先、10歩先の施策が道をつくるためにはマスタープランを変更しなくちゃいけないことは私も十分存じ上げております。ただ、その前に政治家町長としてこういう道をつくってみたいので、こういう夢の基金をさきに組んでおきたいんだよというのには誰も反対しないと思うんで、そのあたりの5歩、10歩先のが何かございませんかというお尋ねだったんですが、もし今お答えできる分があれば、よろしくお願ひいたします。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） こちらも答弁が舌足らずで失礼いたしましたが、都市計画マスタープランの改定というのは、まさにその辺のところの原資を得るための政策でございまして、要は、都市計画区域内でのこれから色分けの変更というのはなかなか難しいところでございますが、都市計画区域外に地区計画を張っていく際に、これは都市計画マスタープランの改定によって、文言としてこの地域にはこういうゾーンをつくっていきたい、この地域にはこんなものをつくっていきたいというのを考え方として折り込んでおかないと、いざ地区計画を張っていくときには、それが有効性を持たないことになります。

そうした意味から、この26年度までに都市計画区域外の例えば碎石場跡地であったり、九州大学演習林の南側の土地があつたりとかいうようなところがありますので、そういうところについては、あるいは国道201号線の沿道沿いについては、今はもう更地で野積みになる資材置き場しか使えませんけど、今後はもう少し用途を緩めて、いろいろ使えるようなゾーンにしていきたいみたいな旨の言葉を折り込んだ都市計画マスタープランの改定をしていく。その後に地区計画を折り込んでいくことによって、建物が建ったり、固定資産の税収がふえたりというような流れになっていく見込みと考えております。

まさにそういうふうな流れで進めていこうと思うわけでございますが、そうした場合に、例えば直接税収が10億円ふえたと仮定した場合に、当然のことながら、地方交付税は減額されるわけでございますが、基本的に大体75%程度の減額の割合になります。つまり直接税収を10億円ふやせば、2億5,000万円はプラスに入ってくるというふうなところでございます。そういうものが実現できたあ까つきに、今、議員のおっしゃったような、いろんな夢のある資源として、それをしっかりとつくっていく、そういう手順を私としては組んでいきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（今泉正敏君）　はい、どうぞ。

○12番（荒牧泰範君）　一つ確認ですが、今の町長の思いとしては、やっぱり将来を見越して南北幹線を必ずつくっておかなくちゃいけないんだという思いが今現在お持ちなのかどうかだけ最後に一言お尋ねいたします。

○議長（今泉正敏君）　三浦町長。

○町長（三浦　正君）　もうちょっと勉強します。南北幹線、なかなか難しいですよねと思ってはいます。どこからどう線を引くか。かつてつくった都市計画マスター プラン上の南北幹線は、これについてはこの前の件の都計審で廃止ということを御了承いただきました。どこにどうつくっていくかというのは大変難しいことであろうかと思いますので、これについては私どもの町内のいろんな地形、それから住宅地の状況等々も考えながら、今後考えていかなければいけないものであると思います。あるにこしたことは絶対ないと思っております。だけど、今やりますってなかなか言えないんじゃないかなと思っております。いいましょうかね。やります。

都市計画区域外の調整地の地区計画を張るという際の前段としての都市計画マスター プランの改定でございますので、答弁に誤りがありましたことをおわびいたします。

以上です。

○議長（今泉正敏君）　それでは、最後になります。質問順位6番、村瀬敬太郎議員。

○1番（村瀬敬太郎君）　議席番号1番、村瀬敬太郎でございます。最後でございますので、元気よくいきたいと思います。

長引く景気低迷の中で、一部に変化の兆しは見えるものの、中小企業、また小規模事業者は、その影響を受け厳しい経営状況にあります。中小企業庁は、「中小企業の受注確保に関する法律」に基づき、各地方公共団体に対し中小企業の受注機会増大を求めております。篠栗町においては、そのほとんどが中小企業・小規模事業者であり、その経営状況は他間に漏れず厳しいものがあります。

そこで、地元事業者の育成による地域振興という観点から、5項目質問をいたします。

①中小企業庁は、平成25年度の中小企業・小規模事業者向け契約目標比率を56.6%として、官公需についての中小企業事業者の受注確保に関する法律第7条に基づき、市町村にも求めていましたが、我が町の実績はどのくらいでしょうか。

②工事入札や物品購入において、町内業者を優先的に参加させる等の取り組みを

なされていますでしょうか。

③物品購入等を財政課で一元管理して経費削減に効果が上がっていますが、その一方で、地元業者が受注機会を失っているということはありませんか。

④住民税等の効果を考えれば、町内業者が多少高額であっても、その差額が埋められるということもあるのではないかと思われますが、どのようにお考えでしょうか。

⑤地元業者への優遇措置は短期的には地域経済の下支え、中長期的には地元企業の育成から地域振興につながっていくもので、その意味では、町内業者向けの事業創出も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、村瀬議員の御質問にお答えいたします。

今、議員がお話しになりましたように、やっとアベノミクスの効果が地方にも届くようになってきたようだというところでございまして、地元業者の中にも厳しい経営状況にある方々も多くいまだにいらっしゃると認識しております。町といたしましても、地元業者を優先し入札等を実施は、これは行っているところでございます。

それでは、「地域振興による観点からの地元事業者の育成について」との御質問5項目について、順次お答えいたします。

まず、1番目の中小企業庁の中小企業小規模事業向け契約目標比率56.6%に対し、篠栗町の実績はどのくらいかについてお答えいたします。

少し意味合いが異なりますが、24年度と本年度、現在までの町内業者の受注額でお答えいたします。

まずは、消耗品、備品、印刷製本費、食糧費、修繕料、手数料等の物品費につきましては、24年度は61%、25年度が67%。工事費につきましては、24年度50%、25年度82%。委託料につきましては、24年度が48%、25年度が41%となっております。委託料の比率が低い原因は、多額の費用のかかる電算システム等の委託業務に請負可能な町内業者がいないためでございます。合計の受注額は、24年度で51%、25年度は56%となっております。

入札案件に限定いたしますと、物品費では、24年度に24%、25年度12%、工事費では、24年度44%、25年度67%、測量・建設コンサルタント等の委

託料では、24年度10%、25年度4%で、合計では、24年度が42%、25年度は54%となっております。

次に、「工事入札や物品購入等において、町内業者を優先的に参加させる等の取り組みはなされているか」につきましては、冒頭でも申し上げましたが、取り扱い物品等により該当の業者がない場合や町の指名業者登録等がなされていない場合を除きましては、全て町内業者を優先して指名、選定いたしております。

3番目の「物品購入等を財政課で一元管理することで、地元業者が受注機会を失うことはないか」との御質問でございますが、確かに物品を一括で単価契約するものでございますが、その見積書の提出機会を奪うものではございません。その他の物品につきましては、以前から3万円以上は合い見積もりが必要であり、財政課で一旦、一元管理になったことで対応を変えたわけではありません。経費削減の効果は、物品を一元管理することで無駄をなくしたことが大きな要因であると考えております。

四つ目の住民税等の効果を考えれば、町内業者が多少高額でもその差額は埋められることがあるのではないかとの御質問にお答えいたします。

確かに、住民税等の税収増はあるかもしれません。しかし、篠栗町民皆様からお預かりした大切な税金でございます。健全とはいえ、厳しい財政状況に変わりがない本町におきましては、その使い道は精査して行わなければならないと考えております。

最後に、町内業者向けの事業の創出の必要性につきましてお答えいたします。

確かに地元業者の育成は、地域の振興につながるものと考えております。とはいっても、前の問い合わせでも申し上げましたように、厳しい財政状況に変わりのない現在におきましては、事業ありきで実施することはできません。事業の創出は、その有用性、費用対効果を十分に検討いたしまして実施してまいります。

その事業におきましては、町内業者を優先して実施するよう十分考慮いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（今泉正敏君）　再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○1番（村瀬敬太郎君）　これは関連にひょっとしたらなるのかもしれませんけども、最近、物価が非常に上昇しております、原材料、工賃とも値上がり率がすごく、また中小企業であります町内業者、これは小口取引しかできないわけですけども、一部に大口取引の設計単価が入っておって、ちょっと厳しいものがあるとの声があ

ります。この機会にその精査見直しをする考えというものはありますでしょうか。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 町内業者各方面の皆様方から、建設業、土木業、水道関係の工事業者等から年初の御挨拶をいただきましたときに、今、議員の御指摘がありましたような非常に厳しい状況であるという旨の訴えをお聞きしておるところでございます。そうしたことから、これまで予定価格の算定につきましても、なかなか私どもも厳しくしておるところではございましたけれども、しっかりとその正当性を評価しながら、今後はまた価格の決定についても考慮してまいりたいと思っております。

その小口取引、大口取引の単価のずれとかいうことにつきまして御指摘がありました分は、担当課のほうでもう一度精査しながら、今後の金額策定に生かしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 再々質問ございますか。

はい、どうぞ。

○1番（村瀬敬太郎君） 町内業者は町のために一生懸命、役に立ちたいと思って頑張っております。その気持ちをおく取りいただきまして、できる限り、町内業者に仕事を任せていただきたいと、こういうことを強く要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして散会といたします。

散会 午後0時08分

平成26年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月18日(追加議案)

平成26年 第1回 定例会 会議録

日時 平成26年3月18日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長 谷武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	村嶋 茂則	会計課長	藤佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	城戸 安行	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長 清原 真也 主事 高濱 守央

開会 午前 10 時 00 分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の会議を開きます。本日、お手元に配布のとおり、町長から追加議案 3 件と他に議員発議 3 件が提出されております。

なお、本日の日程は、お手元に配布しております、議事日程のとおりでございます。それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第 1 、議案の上程をいたします。本日、町長から提出された議案は、議案第 27 号から議案第 29 号までの 3 議案でございます。

それでは、町長に、各議案の提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。本日提案しております追加議案第 27 号から議案第 29 号までの 3 議案について説明いたします。

議案第 27 号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることがあります。本議案は現委員であります藤征弘氏が、本年 6 月 30 日をもって任期満了となるため、新たに人権擁護委員として松下真教氏を推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第 28 号は、篠栗町教育委員会委員の任命についてあります。本議案は、現委員の郡嶋正弘氏が、本年 3 月 31 日をもって退任されるため、新たに教育委員として西邦彰氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第 29 号は、平成 25 年度篠栗町一般会計補正予算（第 6 号）についてであります。本議案は、平成 25 年度篠栗町一般会計予算の歳入歳出について、財源更生、繰越明許費の追加並びに地方債の追加及び変更を行うものであります。

歳入につきましては、地方交付税のうち、普通交付税 940 万円を減額し、県から内示のありました町債 940 万円を増額するものであります。

歳出につきましては、総務費及び災害復旧費につきまして、一般財源から町債へ財源更生を行うものであります。

また、土木費の乙犬中園・乙犬切通線整備事業及び一の瀧線整備事業につきまして、本年度内の事業完了が困難なことから繰越明許費 9,500 万円を追加計上しております。

地方債補正につきましては、災害復旧事業債 850 万円を追加し、地域活性化事業債を 410 万円から 500 万円に変更いたしております。

以上が本定例会に追加提案しました議案の提案理由であります。慎重審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしとの声あり）

○議長（今泉正敏君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第2、議案の委員会付託についてを議題といたします。議案第27号から議案第29号までの3議案と議員発議3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案のうち、議案第27号と議案第28号は、人事案件ですので委員会への付託は省略し、最終日の日程といたします。

これにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

○議長（今泉正敏君）　異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

次に議案第29号につきましては、ただいま設置しております予算特別委員会に追加付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

○議長（今泉正敏君）　異議なしと認めます。よってそのように付託することに決定いたしました。

最後に、議員発議3件については、議員全員による発議ですので、委員会への付託は省略し、最終日に採決を行います。これにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

○議長（今泉正敏君）　異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。これを持ちまして、散会といたします。

散会　午後10時06分

平成26年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月20日(採決)

平成26年 第1回 定例会 会議録

日時 平成26年3月20日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長 谷武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	村嶋 茂則	会計課長	藤佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	城戸 安行	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長 清原眞也 主事 高濱守央

開会 午前 10 時 00 分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配付しております採決、議事日程最終ページの注意事項を熟読されまして、御協力いただきますようお願ひいたします。

本日の日程に入ります前に、3月10日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいたしましたので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。御協力ありがとうございます。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）
「平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）「平

成25年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について」

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）を専決処分したの、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものです。

補正内容は、既定の額に歳入歳出それぞれ2,827万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億9,765万2,000円とするものです。

歳入につきましては、地方交付税において、普通交付税2,827万9,000円を追加補正するものです。

歳出につきましては、退職手当組合負担金及び共済費 2,411万2,000円の入件費の増額が主なもので、その他、議会費において、議会中継システム等リース料（ひと月分）51万5,000円の増額。

民生費において、障害者更正医療給付 245万4,000円の増額。

諸支出金において、退職手当組合負担金の増に伴う国民健康保険特別会計繰出金 75万5,000円及び後期高齢者医療特別会計繰出金 44万3,000円をそれぞれ増額するものです。

繩越明許費は、中町津波線整備事業 4,600万円、津波黒地区水路改修事業 5,000万円とするものです。

債務負担行為は、税務賦課事業費 228万2,000円を追加するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。
以上。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第1号は、委員長の報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第2号、専決処分の承認を求めるについて（専決第2号）
「平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」を議題
といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君）　報告いたします。

議案第2号

専決処分の承認を求めるについて（専決第2号）「平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものです。

補正内容は、既定の額に歳入歳出それぞれ75万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,669万8,000円とするもので、退職手当組合負担金の増に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。
以上。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり承認されました。

日程第3、議案第3号、専決処分の承認を求めるについて（専決第3号）
「平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君）　報告いたします。

議案第3号

専決処分の承認を求めるについて（専決第3号）「平

成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものです。

補正内容は、既定の額に歳入歳出それぞれ44万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,898万6,000円とするもので、退職手当組合負担金の増に伴う人件費の増額であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。
以上。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり承認されました。

日程第4、議案第4号、専決処分の承認を求めるについて（専決第4号）
「平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君）　報告いたします。

議案第4号

専決処分の承認を求めるについて（専決第4号）「平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予

算（第3号）について」

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものです。

補正内容は、既定の額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,889万9,000円とするもので、退職手当組合負担金の増に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。
以上。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり承認されました。

日程第5、議案第5号、専決処分の承認を求めるについて（専決第5号）
「平成25年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君）　報告いたします。

議案第5号

専決処分の承認を求めるについて（専決第5号）「平
成25年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）につい
て」

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものです。

補正内容は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の既定の額に収益的支出100万4,000円を追加し、収益的支出の予定額を5億648万5,000円とするものです。

収益的支出の主なものは、退職手当組合負担金100万4,000円の追加であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり承認されました。

日程第6、議案第7号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君）　報告をいたします。

議案第7号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、近傍自治体との均衡を考慮し、代表監査委員の報酬を適正な額に改定

するため、本条例の一部改正について、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、代表監査委員の報酬について、住民監査請求への対応はもとより監査の一層の充実を期し、近傍自治体との均衡を考慮した上で、職務によりふさわしい報酬額とするため、本条例中別表第1監査委員の部、代表監査委員の項中「340,000円」を「400,000円」に改めるものです。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

審査の中で、監査委員の仕事は大変であるため、糟屋地区内で年報酬を50万円に改定する町が存在するのであれば本町も同額というのは難しいですか、という意見が出され、執行部より、「当該町は、近年、住民監査請求が特に多く、現行の金額では次の監査委員の受け手がないという非常に苦しい状況の中で50万円に改定された」とのことでのことで、糟屋地区町長会の協議で、当該町を除いて40万円にまとめたとのことです。本町の現監査委員については、現行報酬でお受けいただいているが、現行報酬額は13年も改定しないままであったため、今回40万円にしたとのことです。

また、報酬としては、月額報酬のほうがふさわしいのではないかとの意見が出され、報酬の改定については今後も町長会で慎重に協議していきたいとの説明がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号、篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正

する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第8号

篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本議案は、平成25年11月15日の閣議決定及び同日付、副大臣による地方公務員給与改定の要請に伴い、国に準じた措置を講じる必要が生じたため、本条例の一部改正について議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容の一つ目は、成績優良者を除く55歳以上の職員の昇給を停止するものです。

二つ目の改正の内容としては、平成18年の給与構造改革における経過措置額、いわゆる「現給保障」を廃止するものです。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行されます。

審査の中で「『成績優良者を除く55歳以上の職員の昇給を停止する』について、55歳以上すべての昇給をストップするというならまだわかるが、勤務成績が極めて良好な場合とか、特に良好である場合に限りとか、成績優良者を何割まで認めるというようなきめ細かな規則があるのか」、また「特にとか、極めてとか、文言としていかがなものか、あっていいのか」の質疑に対し、執行部より、詳細については細かく決めていないが、職員の勤務評定等を行ってきているので、これに準じた形で考えている。皆さんのが理解が得られるような形で評価した上で、明らかにできるようなシステムづくりをしないといけない。また、国が定めた副大臣通達は、55歳の打ちどめを何らかの形で外すような規定をつくり、職員にとって仕事に対する意欲が継続的に發揮できるかなという意味での表現であろうから、この項目を削るべきではないし、国に準じた形でありたいとの説明がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第9号

篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、軽自動車税の減免措置の拡大を図るため、本条例の一部改正について、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、18歳未満の者に限定した身体障害者の軽自動車税減免基準について、年齢制限の規定を削除することにより、すべての年齢の身体障害者に減免を適用するよう改めるものです。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号、篠栗町社会教育委員設置条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第10号

篠栗町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定
について

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、社会教育法の一部が改正されたことに伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるため、本条例の一部改正について、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、本条例の第3条見出し中「定数」を「委嘱の基準等」に改め、委員の委嘱の基準について、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者と定めるものです。

審査の中で、委員の定数について質疑がありましたが、定数は10人で、同条第2項に規定されております。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第11号、篠栗町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第11号

篠栗町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、消費税法及び地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部改正について、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容としまして、昭和47年に厚生省から千葉県の疑義の照会に対し、「市町村が処理していない一般廃棄物の処理手数料を条例で定めることはできない」との回答があったことを受け、福岡県が該当する市町村事務組合に対して是正を求めていていることから、本町が実施している事務ではない「し尿くみとり料金」を条例で定めることは適当でないため、本条例別表中「し尿」の項を削り、同表備考中「消費税相当額」を「消費税等相当額」に改めるものです。

また、執行部としても、今後のし尿くみとりの料金改定は、糟屋地区内の各市町と連携をとって適正な料金設定に対処していく考え方との説明がありました。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 申しわけない、備考欄の消費税等の説明をお願いします。

○議長（今泉正敏君） 11番、後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 消費税等の「等」は、消費税法及び地方税法ととらえておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（今泉正敏君） よろしいですか。

12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 地方税法で課せられる分というのはどんなのがあるのか、ちょっと教えてもらいます、住民の方の生活にかかわる問題。

○議長（今泉正敏君） 議員、今のは範囲のことですか。

委員長、わかりますか。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） これは質問もございませんので、調べております。

○議長（今泉正敏君） 課長、説明できますか。

福祉環境課長。

○福祉環境課長（安河内正邦君） 消費税は、国の消費税と地方消費税と分かれておりますので、そういう意味で、今回、「等」というふうな表現に変えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 委員はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号、篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第12号

篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年

法律第110号)が平成25年12月13日に公布され、同日から施行されたことに伴い、手当額引き上げによる消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部改正について、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、消防団員の出動手当等の支給額について、本条例中別表第2中、現行の1回につき「2,800円」を「3,000円」に改めるものです。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

審査の中で、出動手当の増額よりも、分団ごとに一定の補助金を出すほうがよいのではないかとの質疑に対し、執行部からは、今回は糟屋地区内で出動手当額を一律3,000円に引き上げて、消防団員の処遇改善を図ったが、今後の全体の処遇体系の見直しについては、消防団とともに団員の確保も含め協議していきたいとの説明がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上。

○議長(今泉正敏君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今泉正敏君) 全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号、篠栗町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長(松田國守君) 報告いたします。

議案第13号

篠栗町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止す

る条例の制定について

本議案は、「篠栗町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例」を廃止するため、議会の議決を求められたものです。

本条例は、平成7年に、中山間地域における土地改良施設の機能を適正に発揮させるための集落共同活動の強化に対する支援事業を行う財源を確保するために制定された「篠栗町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例」を、財政状況を初めとする社会情勢の変化が生じたことにより、柔軟な基金の運用を可能にするため、廃止するものです。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号、篠栗町国際パートナーシップ推進基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君）　報告いたします。

議案第14号

篠栗町国際パートナーシップ推進基金条例を廃止する条例

の制定について

本議案は、「篠栗町国際パートナーシップ推進基金条例」を廃止するため、議会

の議決を求められたものです。

本条例は、平成14年に、国際社会との対等なパートナーシップを築くとともに、ボランティア活動に対する支援を行うことにより、町民のボランティア意識の高揚及び活動の推進を図る財源を確保するために制定された「篠栗町国際パートナーシップ推進基金条例」を、財政状況を初めとする社会情勢の変化が生じたことにより、柔軟な基金の運用を可能にするため、廃止するものです。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号、篠栗町福祉事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたで、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君）　報告いたします。

議案第15号

篠栗町福祉事業基金条例を廃止する条例の制定について

本議案は、「篠栗町福祉事業基金条例」を廃止するため、議会の議決を求められたものであります。

本条例は、平成20年に本町の福祉事業の財源に充てるために制定された「篠栗町福祉事業基金条例」を当該基金の目的を達成したため、廃止するものです。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○12番（荒牧泰範君）　質疑というよりもお願いで発言を求めるといいんですが。

○議長（今泉正敏君）　12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君）　議案書に残りますんで、施行日と一緒に発言していただいたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今泉正敏君）　施行日は今、入ってなかつですか。

○12番（荒牧泰範君）　前議案も。

○議長（今泉正敏君）　委員長報告に条例施行日、読み上げてないですかね。

○総務建設委員長（松田國守君）　読み上げておりません。

○議長（今泉正敏君）　入ってないですかね。

○総務建設委員長（松田國守君）　後刻記載するようにしていただいたらどうですか。

○議長（今泉正敏君）　今、指摘がありましたので、これまでの分を逆上って施行日を入れたいと思います。それでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君）　じゃあ皆さん、御了解いただきたいと思います。あとでその分は委員長報告に追加させたいと思います。

別に質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第16号、篠栗町緑のトラスト基金条例を廃止する条例の制定

についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第16号

篠栗町緑のトラスト基金条例を廃止する条例の制定について

本議案は、「篠栗町緑のトラスト基金条例」を廃止するため、議会の議決を求めるものです。

本条例は、平成10年に、本町及び本町に関連のある集水域で、市町村の良好な自然環境の保全及び水源の確保並びに山林の荒廃防止事業を行う財源を確保するために制定された「篠栗町緑のトラスト基金条例」を、財政状況を初めとする社会情勢の変化が生じたことにより、柔軟な基金の運用を可能にするため、廃止するものです。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第17号、篠栗町鳴渕ダム周辺施設管理基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第17号

篠栗町鳴渕ダム周辺施設管理基金条例を廃止する条例の制定について

本議案は、「篠栗町鳴渕ダム周辺施設管理基金条例」を廃止するため、議会の議決を求められたものです。

本条例は、平成10年に、鳴渕ダム周辺の公園等施設の整備及び維持管理の財源を確保するため制定された「篠栗町鳴渕ダム周辺施設管理基金条例」を、公共施設等整備基金に統合することにより、柔軟な基金の運用を可能にするため、廃止するものです。

この条例は、平成26年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第18号、平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第18号

平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について

本議案は、規定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,105万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ98億7,871万円とするものです。

歳入の主なものにつきましては、

分担金及び負担金のうち児童福祉費負担金1,891万4,000円の減額、

国庫支出金のうち児童福祉費負担金3,309万4,000円の減額、

地域の元気臨時交付金2,079万2,000円の増額、

県支出金のうち児童福祉費負担金1,167万8,000円の減額、

母子健康推進補助金1,195万6,000円の減額、

財産収入のうち土地売払収入3,000万円の減額、

繰入金のうち基金繰入金1億6,140万円の増額、

地方交付税のうち普通交付税893万3,000円を増額補正するものです。

歳出の主ものにつきましては、

総務費において、基金積立金2億6,496万円の増額、

民生費において、老人福祉費1,094万7,000円の減額、

介護保険対策費1,303万7,000円の減額、

児童運営費3,735万円の減額、

児童福祉振興費2,216万の減額、

児童福祉施設費1,190万6,000円の減額、

衛生費において、予防費1,700万円の減額、

じん芥処理費1,791万8,000円の減額、

諸支出金において、繰出金1,813万6,000円を減額するものです。

以上の補正に加え、歳出は事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額、歳入もそれに伴う財源更正が、主な補正であります。

繰越明許費は、地域子育て活動支援事業580万2,000円を追加するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。
以上。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第19号

平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,994万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,664万とするものです。

補正内容は、歳入予算においては、国民健康保険税及び国庫支出金等の歳入確定に伴うもの、歳出予算においては、保険給付費5,806万7,000円の増額及び共同事業拠出金2,268万4,000円の減額が主なものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。
以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第20号、平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第20号

平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,896万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,002万5,000円とするものです。

補正内容は、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金の歳入確定に伴い、歳出予算において、後期高齢者医療広域連合納付金1,896万1,000円を減額したのが主なものでございます。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第21号、平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第21号

平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補

正予算（第4号）について

本議案は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ915万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億6,974万円とするものです。

歳出の主なものにつきましては、

流域下水道維持管理負担金300万円の減額、

流域下水道建設負担金569万8,000円の減額、

消費税121万9,000円を増額補正するものです。

歳入の主ものにつきましては、

下水道事業基金繰入金1億1,390万3,000円の増額、

下水道使用料1億1,823万2,000円の減額、

一般会計繰入金983万3,000円の減額、

下水道事業債460万円を減額補正するもものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第22号、平成26年度篠栗町一般会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第22号

平成26年度篠栗町一般会計予算について

本議案は、平成26年度一般会計当初予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億9,950万1,000円とするものです。

前年度当初予算に対する3億2,133万5,000円の増額の主な要因は、消費税アップ分と消費税率引き上げに伴い新設された臨時福祉給付事業費及び子育て世帯臨時特例給付事業費に伴うものです。

本年度の主な事業として、

議会費においては、議会中継システム等に係る予算を計上しています。

総務費においては、前年度派遣に切りかえた臨時職員及び一部嘱託職員の雇用を包括委託として計上し、新規に町施設全体の長寿命化計画策定に伴う予算、個人番号制度導入に伴うシステム変更に係る予算及び議会運営の電子化に伴う予算を計上しています。

民生費においては、新規に臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の予算及び待機児童解消対策や学童保育の時間延長等の予算を計上しています。

衛生費においては、予防接種事業・健診事業の充実を図るための予算を計上しています。

農林水産業費の農業分野においては、新規に粕屋農業協同組合の育苗センター施設整備に係る予算及び立石池改修事業に係る予算を計上、林業分野においては、森林経営計画に伴う間伐事業に係る予算及び蛇谷線林道改良工事に伴う予算を計上、また、新規に26年度本町で開催する林業振興研修大会の予算を計上しています。

商工費においては、新規に桐ノ木谷公衆トイレの設置に伴う予算を計上し、土木費においては、乙犬尾仲水路水害対策事業費を予算計上しています。

教育費においては、学校教育分野において、各中学校の教室の木質化事業に伴う予算並びに萩尾分校の太陽光蓄電システム設置工事及び勢門小学校外壁等改修工事等の事業が予算化されています。また、社会教育分野においては、クリエイト篠栗の空調機器の改修に伴う予算及び歴史民俗資料室の外壁等改修工事、社会体育館の太陽光蓄電システム設置工事に伴う予算が計上されています。その他教育関係の予算として、各小中学校の特別支援員の増員に伴う予算を人材派遣委託料で計上しています。

歳出では、

議会費	1億670万円
総務管理費、徴税費などの総務費	12億1,302万円
社会福祉費、児童福祉費などの民生費	29億5,152万9,000円
衛生費	11億6,701万5,000円
農林水産業費	2億4,852万8,000円
商工費	9,288万4,000円
道路橋梁費、河川費などの土木費	3億5,210万6,000円
消防費	3億8,246万8,000円
教育費	8億8,830万円
災害復旧費	750万円
公債費	12億360万7,000円
繰出金、公営企業費などの諸支出金	5億6,531万4,000円
予備費	2,000万円

であります。

歳入では、

町税	29億5,863万3,000円
地方交付税	24億4,505万7,000円
国庫支出金	10億1,265万9,000円
県支出金	6億8,427万2,000円
繰入金	5億円
町債	5億3,790万円

などが主なものであります。

継続費につきましては、平成26年度から平成27年度までの地域福祉計画及び活動計画策定事業の実施において、平成26年度に200万円、平成27年度に1

50万円、総額350万円とするものです。

地方債の限度額は、臨時財政対策債を4億3,000万円、一般会計出資債を560万円、防災対策事業債を5,000万円、学校教育施設等整備債を5,230万円とするものです。

また、一時借入金の借り入れの最高額は10億円となっております。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。
以上。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第23号、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君）　報告いたします。

議案第23号

平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について

本議案は、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,159万6,000円とするものです。

歳出の主なものは、

保険給付費	21億7,686万7,000円
-------	-----------------

後期高齢者支援金等	3億9,373万1,000円
-----------	----------------

介護納付金 1億6,294万1,000円

共同事業拠出金 3億9,879万4,000円

などあります。

歳入の主なものは、

国民健康保険税 5億6,132万4,000円

国・県支出金 12億890万3,000円

療養給付費交付金 1億8,188万5,000円

前期高齢者交付金 6億3,470万3,000円

共同事業交付金 4億1,777万円

繰入金 2億1,149万9,000円

などあります。

また、一時繰入金の最高額は、5億円となっております。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第24号、平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第24号

平成26年度後期高齢者医療特別会計予算について

本議案は、平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,234万5,000円とするものです。

歳出の主なものは、総務費、2,126万円、後期高齢者医療広域連合納付金3億3,995万5,000円などあります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億7,063万9,000円、繰入金9,169万8,000円などあります。

また、一時借入金の最高額は、1億円となっております。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第25号、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君）　報告いたします。

議案第25号

平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算 について

本会計は、平成26年度より地方公営企業法及び改正後の会計基準を適用して財務諸表等を作成しています。

本議案は、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に則して収支の予定額を定めるものです。

第3条において、収益的収入の予定額8億2,809万8,000円に対し、支出の予定額は8億570万5,000円となり、2,239万3,000円の黒字予算とするものです。

収益的支出の主なものは、流域下水道維持管理負担金2億5,965万5,000円、支払利息1億4,901万5,000円などです。

収益的収入の主なものは、下水道使用料4億2,105万8,000円、他会計負担金1億5,148万3,000円が見込まれております。

次に、第4条において、資本的収入の予定額3億621万8,000円に対し、支出の予定額を4億82万8,000円とし、資本的支出額に対し不足する9,461万円は、損益勘定留保資金等で補填するものです。

資本的支出の主なものは、流域下水道建設負担金3,436万1,000円、企業債償還金3億5,643万8,000円などです。

資本的収入の主なものは、企業債2億1,480万円、他会計負担金9,081万5,000円です。

次に、第5条において、当該事業年度に属する未収金4,093万7,000円で、未払金7,351万3,000円は特例により整理するものです。

次に、第6条において、企業債の限度額は2億1,480万円とするものです。

次に、第7条において、一時借入金の限度額を1億円と定めるものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。
以上。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第26号、平成26年度篠栗町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第26号

平成26年度篠栗町水道事業会計予算について

本会計は、平成26年度より改正後の地方公営企業会計基準を適用して財務諸表等を作成しています。

本議案は、平成26年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものです。

第3条において、収益的収入の予定額4億8,500万7,000円に対し、支出の予定額は5億2,143万1,000円となり、3,642万4,000円の赤字予算とするものです。

収益的支出の主なものは、水道施設運転維持管理等包括業務委託で、浄水場運転管理などの委託料3,328万6,000円、薬品費388万2,000円、メータ一取替業務285万8,000円、合計4,002万6,000円を民間に委託するもの及び福岡地区水道企業団受水費1億8,191万1,000円、企業債利息3,489万8,000円などです。

収益的収入の主なものは、水道使用料4億4,671万3,000円が見込まれております。

収益的支出額に対し不足する3,642万4,000円は、繰越利益剰余金で補填されるものです。

次に、第4条において、資本的支出の予定額を1億3,548万5,000円とし、その主なものは、千代田団地配水管更新工事などの工事請負費が3,801万2,000円、企業債元金償還金9,706万2,000円などです。

資本的収入の予定額は1,000円で、資本的支出額に対し不足する1億3,54

8万4,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものです。

詳細については、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。
以上。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論がございますので、まず反対討論のある方。

12番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君）　12番、荒牧でございます。

議案第26号への反対討論をいたします。

本予算案を収益的支出において、水道施設運転維持管理費が業務委託されることになっておりますが、職員による場合の人事費約1,500万円に対し、委託料は約2,500万円と1,000万円も増加し、得られる効果に対し適切な増額とは思えず、何よりも3万1,000人の命をつなぐ大切な水の管理を外部に委託した場合に、万が一の非常事態の折には、果たして、安全で安定的な水の供給ができるのか大きな不安を抱きます。ライフラインの確保は町みずからが行うべきと考えます。

以上の理由から本案に反対いたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君）　次に、賛成討論のある方。

7番、阿部寛治議員。

○7番（阿部寛治君）　7番、阿部でございます。

議案第26号、平成26年度篠栗町水道事業会計予算について賛成討論をいたします。

18日の予算特別委員会の担当課長の説明は、大きな方針転換にもかかわらず、やや理解しにくい内容でした。そこで、もう少し詳しく上下水道課長に確認いたしました。その結果、浄水場業務は、現在、常駐嘱託職員ともう一人は上下水道課職員が交代で当たっている。今回の包括業務委託は3月末で浄水場の職員が退職でいなくなるので、常駐職員2名雇用するか委託にするか判断を迫られる中で、4月1日からすぐ安全に通常の運転管理ができるようにしなければならないことから、委

託に踏み切った。

水道技術管理者等の有資格者であって、かつ運転管理経験のあるすぐに使える人材を確保することが必要であり、このため計上している金額で、必要であったという、そういう説明を受けました。

担当課ではこのような人材をすぐに派遣できる業者を選考するために詳細な仕様書を作成し、提案書に基づき業者を選定し、金額についても十分協議をしたとのことでありました。

18日の予算特別委員会で説明のありました浄水場運転維持管理費2,470万7,000円の内訳としては、約1,200万円の人工費、一般管理費、その他諸経費、消費税が含まれているとの追加説明も受けました。

今回の契約予定業者は、今まで30年以上にわたる全国における水道施設の運転管理業務を受託し、現在、150件以上の契約実績を有しております、九州地区では新宮町2カ所ほか九州各県の浄水場の運営管理を受託しているとのことです。

水道事業については、水の安心安全、そして安定供給が常に求められ、本町にとって重要な事業の一つであります。その源となる浄水場の運転維持管理につきましては、長年、職員が携わっておりましたが、浄水場勤務という特殊な職場であることから、職員に事故があった場合、すぐにはほかの人材を当てるのは非常に困難であると思います。このような中で、職員の確保、技術のレベルの維持向上、技術の継承、危機管理体制の強化などを図るため民間活力を活用するのは、水道事業という企業運営上、有効なことだと考えます。

以上のことを考え、水道技術管理者等の有資格者を多数抱え、十分な受託実績がある業者に包括委託することは、運転管理、水質管理に関して安心安全を確保できるものと考えます。

ただ、私は、確認して初めてこのような内容であることがわかったわけであります。上下水道課長におかれでは、こうした重要な方針転換については、まず所管委員会において方針を十分に説明し、疑問点を解明した後に当初予算に計上すべきであると考えます。今後は手順を省くことなく、時間を割いて丁寧に議会に対して説明されることを強く求めて、本議案の賛成討論といたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） 次に、反対討論のある方。

次に、賛成討論のある方はございませんか。

ちょっとお待ちください。

今、ちょっと時間をいただきましたが、討論がお二方あって、人件費の数字がちょっと違ったでしょう。結果的にこれが討論として議会だよりに掲載したときに読まれた方が、どちらかの数字、いわゆる整合性というところで迷われると思いますので、今、局長と確認していたんですが。

町長、どうぞ。

○町長（三浦正君） 荒牧議員がおっしゃった人件費は、役場の職員が当たったと仮定した場合の2人の人件費でございまして、阿部議員がおっしゃった人件費というのは、包括委託の中の委託業者が自分のところで管理している人件費1,200万円ということで、1,500万円と1,200万円の差が出たものと私はお聞きしましたところでございますので、そういう理解を皆さんしていただければと思います。

○議長（今泉正敏君） 皆さん、今、説明はわかったと思いますので、この討論は、後、議事録に残すときに、そこの内容は少し協議して、もしかしたら数字を扱うか、ただいまお二方が述べられました内容に少しつけ加えさせることもあるかもしれませんので、その点、御了解いただきたいと思います。いわゆる説明が要る方もいますので、よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） その旨、よろしく御了解いただきたいと思います。

では、討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第27号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

議案の説明を安河内福祉環境課長に求めます。

○福祉環境課長（安河内正邦君） 福祉環境課長でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第27号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 : 糸魚川市篠栗町大字篠栗 2361 番地

氏 名 : 松下真教

生年月日 : 昭和 22 年 2 月 15 日

平成 26 年 3 月 18 日提出

糸魚川市長 三浦 正

提案理由

人権擁護委員の藤 征弘氏が平成 26 年 6 月 30 日をもって任期満了退任となり、後任の候補者を推薦するため。

以上でございます。

裏面に履歴書を掲載しておりますので、御参考ください。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの福祉環境課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第 27 、議案第 28 号、糸魚川市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の説明を佐伯学校教育課長に求めます。

○学校教育課長（佐伯和久君） 学校教育課長、佐伯でございます。

朗読いたします。

議案第 28 号

糸魚川市教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する

する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 : 糸魚川市篠栗町大字篠栗4294番地1

氏 名 : 西 邦彰

生年月日 : 昭和30年3月19日

平成26年3月18日提出

糸魚川町長 三浦 正

提案理由

現委員の郡嶋正弘氏が平成26年3月31日をもって辞職されるので、残任期間の補充のため。

なお、履歴につきましては裏面に添付しております。御参照ください。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第28、議案第29号、平成25年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第29号

平成25年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）について

本議案は、平成25年度篠栗町一般会計補正予算の歳入歳出について、財源更正、繰越明許費の追加並びに地方債の追加及び変更を行うものです。

歳入につきましては、総務債において循環型社会形成事業債90万円の増額、災害復旧債において公共土木施設復旧事業債810万円の増額、林道用施設復旧事業債40万円の増額、地方交付税のうち普通交付税940万円を減額するものです。

歳出につきましては、総務費のうち財産管理費、災害復旧費のうち林道施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費、河川災害復旧費を一般財源から町債へ財源更正するものです。

繰越明許費は、乙犬中園・乙大切通線整備事業1,500万円、一の瀧線整備事業8,000万円を追加するものです。

地方債補正では災害復旧事業債850万円を追加し、地域活性化事業債90万円を増額し、500万円に変更するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。
以上。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29、発議第1号、篠栗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第1号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第30、発議第2号、篠栗町議会反間に關する要綱の制定についてを議題といたします。

本案も、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第2号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第31、発議第3号、篠栗町議会実況放映及び動画配信に関する要綱の制定についてを議題といたします。

本案も、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第3号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第32、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、會議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があつてあります。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、會議規則

第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました

ここで、郡嶋正弘教育長より発言を求められておりますので、許可いたします。

郡嶋正弘氏どうぞ。

○教育長（郡嶋正弘君） 発言の機会をいただきましてありがとうございました。

退任の御挨拶をさせていただきます。

私は、平成18年12月2日から、篠栗町教育委員会教育長という大役を務めさせていただきました。この間、本当にお世話になりました。ここに在席いたしました7年と5ヶ月にわたる任期を振り返ってみると、学校教育や社会教育に関することなど、皆様を初め多くの方の御指導と御協力を賜り、また優秀なスタッフに恵まれまして教育行政に当たることができたと思っております。

まず、学校教育に関しましては、この在職中に学校教育法の改正を初めとする一連の教育関係法の改正がありまして、新たに国の教育振興計画が作成された時期でもございました。このように社会の変化が大きい中にありますと、篠栗町の小・中学生は意欲的に学びながら、心身ともにたくましく育っていると感じたところでございます。明るく、元気で礼儀正しく素直に成長している子供と接するたびに勇気をもらうことができました。

また、本日お渡しいたしました公立高校の合格発表の結果を見ましても、篠栗中並びに北中とも合格率が約78%、大変すばらしい成果を残しました。ますます期待が膨らむところでございます。

一方、社会教育分野では、小学校区ごとの学校支援活動が定着をしてきました。これは平成19年度に始めました「学びあい支えあい地域活性化推進事業」が基盤となったことを大変うれしく思っています。今は校区ごとに子どもを対象とした地域挙げての行事や校区ごとの特色ある活動が行われております。このような地域コミュニティづくりにかかわることができてとてもうれしく思っています。そして、小学校の芝も多くの方の御協力をいただきました。子どもたちが芝生の上で楽しそうに遊んでいるのを見ると大変うれしく思います。今後は、自分にできる地域での活動に挑戦をしていきたいと思います。

終わりになりますが、篠栗町並びに町議会のますますの御発展を御祈念申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。

お世話になりました。

○議長（今泉正敏君） 以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言するございましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 平成26年第1回定例会の閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議、まことにありがとうございました。

篠栗町教育委員会委員の任命についてを初め条例の一部改正案6件、財政状況を初めとする社会情勢の変化等が生じたことにより、柔軟な運用を可能にするため一部の基金条例を廃止する条例の制定など5件、平成25年度補正予算の専決処分案、平成25年度補正予算、平成26年度当初予算等上程いたしました26議案すべてにつきまして同意・可決いただきましたことに感謝申し上げます。

また、18日に提出いたしました追加議案3議案につきましても同意・可決いただきましてありがとうございました。

討論の中でもありましたが、予算審査の際、議員の皆様が細部にわたってよくご理解いただいているという安易な考え方から幾つかの課において緊張感に欠けた不十分な説明が見受けられました。大変申しわけございませんでした。今後は詳細な説明を的確に行うことができるようわかりやすい資料を準備の上、審査に臨みますので、よろしくお願ひいたします。

水道事業における浄水場の業務委託につきましては、執行部といたしましては、町民の命を守る飲料水、生活用水の安全で安定的な提供業務において、これまでにも増して水質管理と浄水場維持管理を徹底し、効率化する必要があるとの総合的な判断から、一定のコスト増を覚悟の上で委託に踏み切るものでございます。しかしながら、説明不足のため御理解いただいてないと思われる点が見受けられますので、今後とも説明する機会を設けたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

平成26年度施政方針でも述べましたが、議会における会議の電子化と教室の木質化事業は全国の注目を集めることは必至であります。篠栗町ここにあり、篠栗町議会ここにありとの思いで、互いに胸を張ってスタートできるよう万全の体制で取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

本定例会中、3月11日、東日本大震災から3年となりました。追悼式で天皇陛下から、「被災した人々の上には今もさまざまな苦労があることと察しています。この人々の健康が守られ、どうか希望を失うことなくこれからも過ごしていかれるよう、長きにわたって国民皆が心を一つにして寄り添っていくことが大切と思います。そして、この大震災の記憶を決して忘れることなく子孫に伝え、防災に対する心がけをはぐくみ、安全な心を築いていくことを目指して進んでいくことを期待しています。被災地に一日も早く安らかな日々が戻ることを一同とともに願い、御靈への追悼の言葉といたします」とのお言葉をいただきました。心に響きました。

2万人近い犠牲者とその御遺族の皆様、今なお26万7,000人を超える人が避難・転居生活を強いられているという現実を忘れてはなりません。被災地だけではなく防災に対する心がけをはぐくみ、安全な国土を築いていくことを目指して進んでいくこと、国民皆が心を一つにして寄り添っていくことが大切とのお言葉をしっかりと心に刻み、自治体を預かる町としてこれからもしるべとしてまいります。

平成26年度当初予算については、平成25年度と比べ国による扶助費関連の増額があった以外は、ほぼ同規模の予算であります。新規事業にも積極的に取り組みつつ、継続して推進すべき事業には予算を投入し、精いっぱいの積極予算であります。

昨年も申し上げましたが、平成26年度におきましても、計画している取り組みその1つ1つがまさに篠栗町の個性の創造につながっていくと確信いたしております。ただいま成立いたしました平成26年度予算に基づく事業計画を早期に実現するため、各課とともにできるだけ仕事を前倒しして取り組むことをお約束いたします。

また、事業によっては更新時期に来ているクリエイト篠栗の空調設備等、額をこれから確定するものもあり、今後の議会において補正案を上程し、御審議いただく予定しております。

今後とも節約すべきところは節約し、また執行に当たって見直すべきところは議会のチェックのもとに肅々と行政運営を行ってまいりたいと考えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

あわせて、今年度も国が新しい施策を具体化する補助金や交付金を前提とする取り組みにつきましては、行政としてしっかりとアンテナを張り、我が町に使えると判断した事業については積極的に取り組んでまいる所存でございます。その際は、さらなる御協議をお願いする機会もあるかと思いますので、何とぞよろしくお願ひ

いたします。

さて、3月末で御退任されることになりました郡嶋教育長には、平成18年12月から7年4ヶ月の長きにわたり教育行政の発展に御尽力いただきまして、まことにありがとうございました。大変御苦労さまでございました。

特に、先ほどお話にもありました、平成19年、文部科学省が住民の絆による安全で安心な地域づくりを目指すプロジェクトとして進めた「学びあい支えあい地域活性化推進事業」にいち早く手を挙げていただき、篠栗町での取り組みをスタートしていただきました。そして、この事業は、町の単独事業として発展し、その後の篠栗町独自の校区ごとの地域づくり活動へと大きく羽ばたくことになりました。この取り組み当初からその可能性を信じて陣頭指揮をとられ、こうして着実に実を結ぶことができたその功績はまことに大きなものがありました。今後も長くたたえられるものと確信しております。

若輩者の私を支えていただき、教育行政全般にわたる運営上の課題解決に向けて、あるいは議会との調整に関して御尽力いただきましたことをこの場をおかりいたしましてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

定年退職されます藤会計課長、宮石栗の子園長のお二方、早期退職をされます松尾こども育成課長には長い間の行政職員としてのお務め、大変御苦労さまでございました。行政という柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全うしていただきましたことをこの場をおかりいたしまして、私からも心から感謝申し上げます。

最後に、議会におかれましては、篠栗町の発展のために引き続き行政のチェック機関としての御尽力を賜るようお願い申し上げまして、平成26年第1回定例会閉会の挨拶といたします。

長期間にわたる御審議、まことにありがとうございました。

○議長（今泉正敏君） それでは、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時40分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

篠栗町議会議員

草場 謙次

篠栗町議会議員

阿部 寛治